

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p style="text-align: center;">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・<u>事故災害編</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 20px auto; width: 80%;">改 定 案</div> <p style="text-align: center;">平成30年 2月修正 富山県防災会議</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">凡例</p> <p style="text-align: center;"><u>下線</u> 改定箇所</p> </div> <p style="text-align: center;">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・<u>個別災害編</u></p> <p style="text-align: center;">令和元年 6月修正 富山県防災会議</p>	<p>事故災害編を個別災害編とし、個別災害編の中に火山災害対策の章を新たに設けるもの。</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）の体系</p>	<p style="text-align: center;">富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）の体系</p>	<p>風水害編の第2章第21節「火山応急対策」を削除</p> <p>事故災害編を個別災害編とし、第1章に火山災害対策を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><b>総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p><b>第1 計画の目的</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における風水害、火災及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p><b>第2 計画の性格</b></p> <p>1 この計画は、富山県の地域に係る風水害、火災及び事故災害対策について定めるものとする。</p> <p>2 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が風水害、火災、事故災害対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な災害対策を定めるものである。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 なお、地震及び雪害対策については、それぞれ富山県地域防災計画「地震・津波災害編」、「雪害編」に定め、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」に定めるものとする。 また、これら以外の災害については、本「風水害編・火災編・事故災害編」を準用し、対策にあたるものとする。</p> <p><b>第3 計画の構成</b></p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <b>事故災害編</b> 海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など大規模な事故による被害（事故災害）についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。</p>	<p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における風水害、火災、<u>火山災害</u>、<u>事故災害</u>等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>1 この計画は、富山県の地域に係る風水害、火災及び<u>火山災害</u>等の個別災害について定めるものとする。</p> <p>2 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が風水害、火災及び<u>火山災害</u>等の個別災害対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な災害対策を定めるものである。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 なお、地震及び雪害対策については、それぞれ富山県地域防災計画「地震・津波災害編」、「雪害編」に定め、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」に定めるものとする。 また、これら以外の災害については、本「風水害編・火災編・<u>個別災害編</u>」を準用し、対策にあたるものとする。</p> <p>4 <u>個別災害編</u> <u>火山災害及び事故災害</u>（海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など大規模な事故による被害（事故災害））等についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。</p>	<p>火山災害の章を個別災害編に加えたことによる修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																	
<p>『富山県地域防災計画』の構成</p> <table border="1" data-bbox="638 579 976 1042"> <tr><td rowspan="15">計 画 編 の 構 成</td><td>総 則</td></tr> <tr><td>風水害編</td></tr> <tr><td>第1章 災害予防対策</td></tr> <tr><td>第2章 災害応急対策</td></tr> <tr><td>第3章 災害復旧対策</td></tr> <tr><td>火 災 編</td></tr> <tr><td>第1章 火災予防対策</td></tr> <tr><td>第2章 火災応急対策</td></tr> <tr><td>第3章 火災復旧対策</td></tr> <tr><td>事故災害編</td></tr> <tr><td>第1章 海上災害対策</td></tr> <tr><td>第2章 航空災害対策</td></tr> <tr><td>第3章 鉄道災害対策</td></tr> <tr><td>第4章 道路災害対策</td></tr> <tr><td>第5章 危険物等災害対策</td></tr> </table>	計 画 編 の 構 成	総 則	風水害編	第1章 災害予防対策	第2章 災害応急対策	第3章 災害復旧対策	火 災 編	第1章 火災予防対策	第2章 火災応急対策	第3章 火災復旧対策	事故災害編	第1章 海上災害対策	第2章 航空災害対策	第3章 鉄道災害対策	第4章 道路災害対策	第5章 危険物等災害対策	<p>『富山県地域防災計画』の構成</p> <table border="1" data-bbox="1543 592 1863 1042"> <tr><td rowspan="15">計 画 編 の 構 成</td><td>総 則</td></tr> <tr><td>風水害編</td></tr> <tr><td>第1章 災害予防対策</td></tr> <tr><td>第2章 災害応急対策</td></tr> <tr><td>第3章 災害復旧対策</td></tr> <tr><td>火 災 編</td></tr> <tr><td>第1章 火災予防対策</td></tr> <tr><td>第2章 火災応急対策</td></tr> <tr><td>第3章 火災復旧対策</td></tr> <tr><td>個別災害編</td></tr> <tr><td>第1章 火山災害対策</td></tr> <tr><td>第2章 海上災害対策</td></tr> <tr><td>第3章 航空災害対策</td></tr> <tr><td>第4章 鉄道災害対策</td></tr> <tr><td>第5章 道路災害対策</td></tr> <tr><td>第6章 危険物等災害対策</td></tr> </table>	計 画 編 の 構 成	総 則	風水害編	第1章 災害予防対策	第2章 災害応急対策	第3章 災害復旧対策	火 災 編	第1章 火災予防対策	第2章 火災応急対策	第3章 火災復旧対策	個別災害編	第1章 火山災害対策	第2章 海上災害対策	第3章 航空災害対策	第4章 鉄道災害対策	第5章 道路災害対策	第6章 危険物等災害対策	<p>事故災害編を個別災害編とし、個別災害編の中に火山災害対策の章を新たに設けるもの。</p>
計 画 編 の 構 成		総 則																																	
		風水害編																																	
		第1章 災害予防対策																																	
		第2章 災害応急対策																																	
		第3章 災害復旧対策																																	
		火 災 編																																	
		第1章 火災予防対策																																	
		第2章 火災応急対策																																	
		第3章 火災復旧対策																																	
		事故災害編																																	
		第1章 海上災害対策																																	
		第2章 航空災害対策																																	
		第3章 鉄道災害対策																																	
		第4章 道路災害対策																																	
	第5章 危険物等災害対策																																		
計 画 編 の 構 成	総 則																																		
	風水害編																																		
	第1章 災害予防対策																																		
	第2章 災害応急対策																																		
	第3章 災害復旧対策																																		
	火 災 編																																		
	第1章 火災予防対策																																		
	第2章 火災応急対策																																		
	第3章 火災復旧対策																																		
	個別災害編																																		
	第1章 火山災害対策																																		
	第2章 海上災害対策																																		
	第3章 航空災害対策																																		
	第4章 鉄道災害対策																																		
	第5章 道路災害対策																																		
第6章 危険物等災害対策																																			
<p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 迅速で円滑な災害応急対策</p> <p>(1) 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達する</p>	<p>(1) 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達する</p>																																		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>とともに、住民への周知徹底を図る。</p> <p>特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難準備情報・避難勧告・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、<u>また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。</u>さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第3 (略)</b></p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p><b>第1 (略)</b></p>	<p>とともに、住民への周知徹底を図る。</p> <p>特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>・避難勧告・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。</p> <p>(4) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、<u>被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。</u>さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。</p>	<p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
<b>第2 防災関係機関等の業務大綱</b> 1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) (略) (3) 指定地方行政機関				
(略)		(略)		
北陸地方整備局	1～5 (略) 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関する事 7 一般国道359号の改築工事に関する事 8 一般国道470号の新設工事に関する事 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事 10 航路の整備、保全及び管理に関する事 11 国が行う海洋汚染の防除に関する事 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関する事 13 土砂災害緊急情報の発表等に関する事 14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する事	北陸地方整備局	6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関する事 7 一般国道359号の改築工事に関する事 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事 9 航路の整備、保全及び管理に関する事 10 国が行う海洋汚染の防除に関する事 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関する事 12 土砂災害緊急情報の発表等に関する事 13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する事	字句追加  削除番号のずれ 同上 同上 同上  同上 同上
(4)～(5) (略)				
(6) 指定地方公共機関				
(略)		(略)		
報道機関 北日本放送 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 富山新聞社 富山エフエム放送(株)	(略)	報道機関 北日本放送 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 富山新聞社 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	(略)	指定地方公共機関追加
2 (略)				
<b>第3 (略)</b>				
第4節 (略)				

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																																						
<p>風水害編</p> <p><b>第1章 災害予防対策</b></p> <p>第1節 風水害に強い県土づくり</p> <p><b>第1 山地保全事業</b></p> <p>1 山地保全施設の整備（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）</p> <p>(1) 砂防事業</p> <p>ア 荒廃の著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等災害防止を目的とする砂防えん堤、護岸工等砂防施設の整備</p> <p>(2) 地すべり防止対策事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 地すべり防止施設を有効かつ適正に機能させるため、施設の維持管理の<u>推進</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 治山事業</p> <p>ア 山地崩壊、土石流、なだれ等の山地災害を防止するため、山地災害の発生の危険性が高い集落、市街地等に近接する地域における対策を<u>推進</u>するとともに、公共施設用地等の保全・創出への寄与を推進することを目的とする、山地治山、防災林造成、防災対策総合治山等の事業の実施</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第2 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</b> (略)</p> <table border="1" data-bbox="159 1190 1003 1437"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th colspan="3">主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川整備の促進</td> <td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td>ダム名</td> <td>目的</td> <td>建設期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">○河川改修事業</td> <td rowspan="2">国 県 市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川整備率</td> <td>22年度 54.9% → 28年度 56.2%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県	ダム名	目的	建設期間		利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～			○河川改修事業			国 県 市町村		河川整備率	22年度 54.9% → 28年度 56.2%		<p>ア 荒廃の著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等災害防止を目的とする砂防えん堤、護岸工、<u>流水対策工</u>等砂防施設の整備</p> <p>エ 地すべり防止施設を有効かつ適正に機能させるため、施設の維持管理の<u>実施</u></p> <p>ア 山地崩壊、土石流、<u>流木</u>、なだれ等の山地災害を防止するため、山地災害の発生の危険性が高い集落、市街地等に近接する地域における対策を強化するとともに、公共施設用地等の保全・創出への寄与を推進することを目的とする、山地治山、防災林造成、防災対策総合治山等の事業の実施</p> <table border="1" data-bbox="1061 1190 1899 1437"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th colspan="3">主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川整備の促進</td> <td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td>ダム名</td> <td>目的</td> <td>建設期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">○河川改修事業</td> <td rowspan="2">国 県 市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川整備率</td> <td>22年度 54.0% → 29年度 56.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県	ダム名	目的	建設期間		利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～			○河川改修事業			国 県 市町村		河川整備率	22年度 54.0% → 29年度 56.5%		<p>国防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>字句修正</p> <p>最近の災害発生状況および国の防災基本計画の修正を考慮</p> <p>時点修正</p>
計画項目	主な事業内容			事業主体																																																				
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県																																																				
	ダム名	目的	建設期間																																																					
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																																					
	○河川改修事業			国 県 市町村																																																				
	河川整備率	22年度 54.9% → 28年度 56.2%																																																						
計画項目	主な事業内容			事業主体																																																				
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県																																																				
	ダム名	目的	建設期間																																																					
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																																					
	○河川改修事業			国 県 市町村																																																				
	河川整備率	22年度 54.0% → 29年度 56.5%																																																						

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3～第7（略）</p> <p>第8 空港施設等整備事業</p> <p>1 施設管理（北陸地方整備局）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）緊急避難用エプロンの整備 洪水時には、<u>小型機エプロン</u>を定期便の緊急避難用エプロンとして使用できるように、整備するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第9 鉄道施設等整備事業</p> <p>1（略）</p> <p>2 富山地方鉄道（株）、あいのかぜ富山鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）、富山ライトレール（株）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）バス部門 災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、<u>緊急時における情報連絡体制を確立しておくものとする。</u></p> <p>第2節 災害危険地域の予防措置</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 防災重点ため池及び老朽ため池（県農林水産部、市町村、土地改良区）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 市町村は、防災重点について、当該市長村の地域防災計画に位置付けるとともに、<u>ハザードマップ</u>を作成し、住民に周知するものとする。</p>	<p>（2）緊急避難用エプロンの整備 洪水時には、<u>GSE置場</u>を定期便の緊急避難用エプロンとして使用できるように、整備するものとする。</p> <p>（2）バス部門 災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、<u>全線の運行を把握し、利用者に対する確に情報提供できるようバスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備を図っておく。</u></p> <p>4 市町村は、防災重点について、当該市長村の地域防災計画に位置付けるとともに、<u>ハザードマップ等</u>を作成し、住民に周知するものとする。</p>	<p>「富山空港の航空機にかかる洪水対策業務実施要領」と整合を図る</p> <p>雪害編に合わせて修正</p> <p>国の防災重点ため池の基準見直しに伴い対策の内容が変更となり、周知の方法が</p>

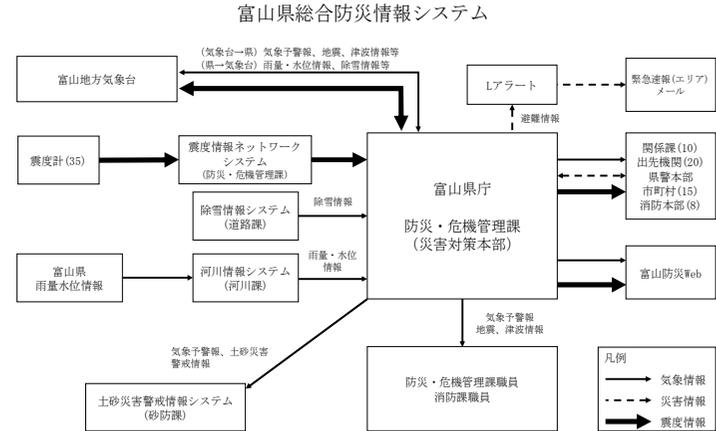
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><b>第4 重要水防箇所及び浸水想定区域</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成 (北陸地方整備局、県土木部、市町村)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、その構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとと</p>	<p>(6) <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、その構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>(7) <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。</u>また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>(8) <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に</p>	<p>多様化したため</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

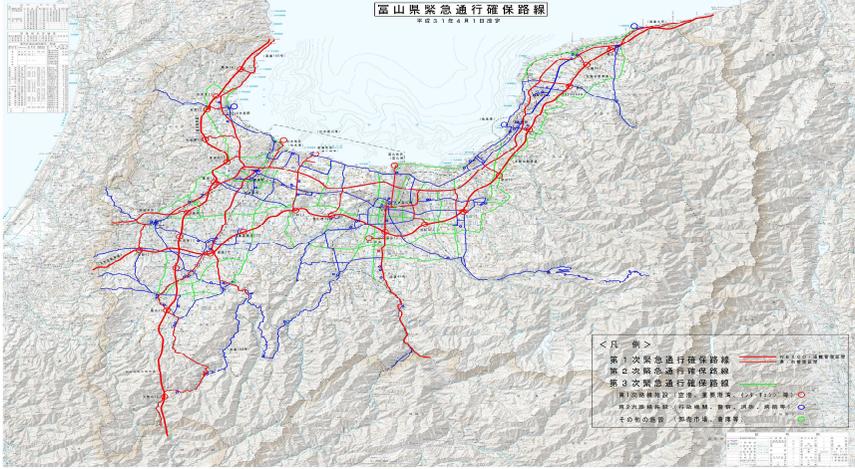
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>もに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>(追加)</u></p> <p><b>第5 (略)</b>  第3節 (略)  第4節 防災活動体制の整備  <b>第1 防災拠点施設の整備</b>  1 富山県広域消防防災センター（県総合政策局）  (1) 防災拠点施設の役割・機能  ア 災害時における役割・機能  (ア)～(イ) (略)  (ウ) 受援機能  ・緊急消防援助隊、<u>広域緊急援助隊</u>、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</p> <p>(エ) (略)  イ (略)</p> <p>2 富山県警察装備センター（県警察本部）  県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応す</p>	<p>関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>3 大規模氾濫に関する減災対策協議会（北陸地方整備局、県土木部、市町村）  国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>(ウ) 受援機能  ・緊急消防援助隊、<u>警察災害派遣隊</u>、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</p> <p>2 富山県警察装備センター（県警察本部）</p>	<p>備考</p> <p>関係法令(水防法等)の改正及び国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>る。</p> <p>また、同センターを災害時における機動隊、<u>広域緊急援助隊</u>の集結拠点とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><b>第2～第3 （略）</b></p> <p><b>第4 通信連絡体制の整備</b></p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県総合政策局、県経営管理部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県総合防災情報システム</p>  <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>(5) 防災ネット富山の整備充実</p> <p>国土交通省は、国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した新システム（防災</p>	<p>また、同センターを災害時における機動隊、<u>警察災害派遣隊</u>の集結拠点とする。</p> <p>(5) 防災ネット富山の整備充実</p> <p>国土交通省は、国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化したシステム（防災ネ</p>	<p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p> <p>情報更新による修正</p> <p>表現修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ネット富山) により、インターネットを通じ、一般家庭への情報提供を行う。</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第5 (略)</b></p> <p><b>第6 緊急輸送ネットワークの整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急道路ネットワークの確保 (県土木部) 緊急通行確保路線図 (平成 28 年 4 月)</p>  <p>3～5 (略)</p> <p><b>第7 航空防災体制の強化</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制 (県総合政策局、市町村)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用</u></p>	<p>ネット富山) により、インターネットを通じ、一般家庭への情報提供を行う。</p> <p>緊急通行確保路線図 (平成 31 年 4 月)</p>  <p><u>(3) 相互応援協定</u> 消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うものとする。</p> <p><u>(4) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用</u></p>	<p>時点修正</p> <p>番号ずれ</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>3～4 （略）</p> <p><b>第8 相互応援体制の整備</b> （略）</p> <p>また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 （略）</p> <p>1 国の機関等との相互協力 （1） （略） （2）国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部）</p> <p>ア 災害時の相互協力に関する申合せ 国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援 （1）都道府県間の相互応援 ア 全国都道府県の災害時応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、<u>広域応援に必要な事項について、①カバー（支援）県やブロック間応援の体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県</u></p>	<p>また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「<u>富山県災害時受援計画</u>」に基づき、<u>情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</u></p> <p>（2）国土交通省等との連携（北陸地方整備局、<u>北陸地方測量部、県土木部</u>）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と<u>新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部</u>とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>ア 全国都道府県の相互応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、<u>（削除）広域応援について必要な事項を定めている。</u></p>	<p>受援計画の反映</p> <p>追加</p> <p>字句追加</p> <p>対口支援の記載追加に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築など、広域応援について必要な事項を定めている。</u> <u>（追加）</u></p> <p>イ 9県1市の災害時応援 （略） さらに、<u>東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体制と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>ウ～エ （略） （2） （略） 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） （1）県と防災関係機関との相互協力 ア～ロ （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。</p> <p>イ 9県1市の災害時応援</p> <p>さらに、<u>全国知事会の体制や「被災市区町村応援職員確保システム」と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>ワ NTTタウンページ株式会社との協定 <u>県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>ヲ（公社）日本下水道管路管理業協会との協定 <u>県と（公社）日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>ン（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定 <u>県と（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>あ サクラパックス株式会社との協定</p>	<p>対口支援の記載を追加</p> <p>同上</p> <p>協定の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>県とサクラパックス株式会社とは、平成31年3月15日に「災害時における緊急用資材の供給に関する協定」を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。</p> <p>い 中日本段ボール工業組合との協定</p> <p>県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。</p> <p>う 富山県レンタカー協会との協定</p> <p>県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災害時における警察活動に必要な自動車を確認するため優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。</p>	<p>同上</p>
<p><b>第9 (略)</b></p> <p>第5節</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 富山県ドクターヘリの災害時運行体制の整備（県厚生部）</p> <p>(1) 災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備</p> <p>県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 病院防災マニュアル等の作成</p> <p>ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援</p>	<p>(1) 災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備</p> <p>県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、<u>災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築</u>、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</p> <p>ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県医療計画</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。</p> <p>イ（略） （４）（略） ８（略）</p> <p><b>第３ 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</b></p> <p>１ 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県総合政策局、県土木部、市町村）</p> <p>（１）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障害者施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第４～第５（略）</b></p> <p>第６節～第７節（略） 第８節 防災行動力の向上</p> <p><b>第１（略）</b></p> <p><b>第２ 自主防災組織の強化</b></p> <p>１（略）</p> <p>２ 企業防災の促進（県総合政策局、市町村）</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組</p>	<p>に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。<u>また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。</u></p> <p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>２ 企業防災の促進（県総合政策局、市町村）</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所</p>	<p>の反映</p> <p>「福祉避難所開設・運営マニュアル（作成モデル）」に合わせ修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第3～第4 (略)</b></p> <p>第9節 (略)</p>	<p>の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）					備考																																																																																																																																										
<p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 予警報の伝達</b></p> <p>気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。（略）</p> <p><b>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準</b></p> <p>1 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(別表2) 洪水警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準<sup>*1</sup></th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東部南</td> <td>富山市</td> <td>松川流域=3、井田川流域=27.3、熊野川流域=22.5、いたち川流域=8.2、古川流域=2.2、土川流域=8.7、太田川流域=5.4、山田川流域=15.6、坪野川流域=4.9、白岩川流域=21.3、下条川流域=2.2</td> <td>神通川流域=(8, 58.8)、いたち川流域=(8, 6.9)、坪野川流域=(8, 3.3)</td> <td>常願寺川[大川寺]、神通川[大沢野大橋・神通大橋]、庄川[大門]</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>白岩川流域=20.2</td> <td>—</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>早月川流域=20.4、上市川流域=14.5、白岩川流域=17、大岩川流域=8.7</td> <td>—</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>白岩川流域=13.6、柳津川流域=7.2</td> <td>白岩川流域=(10, 11)</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>早月川流域=23.7、片貝川流域=18.1、鴨川流域=3.3、角川流域=14.4、布施川流域=11.2、大座川流域=5.8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>早月川流域=23.7、上市川流域=17.4</td> <td>—</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>吉田川流域=3.9、高橋川流域=8.4、黒瀬川流域=4.5、片貝川流域=19.1、布施川流域=12</td> <td>—</td> <td>黒部川[愛本・愛本(下流)]</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>入川流域=3.2、舟川流域=6.5</td> <td>—</td> <td>黒部川[愛本(下流)]</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>境川流域=15.9、笹川流域=5.8、木流川流域=4.5、小川流域=16.2、舟川流域=7.3</td> <td>—</td> <td>黒部川[愛本(下流)]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>和田川流域=12.3、千保川流域=8.2、祖父川流域=6.9、中川流域=4.5、岸渡川流域=7.1、子撫川流域=10</td> <td>小矢部川流域=(8, 37.5)、和田川流域=(8, 11.2)、千保川流域=(14, 7.3)</td> <td>庄川[小牧・大門]、小矢部川[石動・長江]</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>神代川流域=5.2、宇波川流域=6.8、阿尾川流域=10.3、余川流域=9.9、上庄川流域=17.3、仏生寺川流域=11.9、泉川流域=4.4、脇之谷内川流域=5.5</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>子撫川流域=17、横江宮川流域=6.5、洪江川流域=13.4</td> <td>—</td> <td>小矢部川[津沢・石動・長江]</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>和田川流域=13.3、新堀川、鍛冶川流域=6.8、下条川流域=11.3</td> <td>—</td> <td>神通川[神通大橋]、庄川[小牧・大門]、小矢部川[長江]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>庄川流域=64.3、和田川流域=8.8、坪野川流域=8.5、千保川流域=3.5、祖父川流域=4.7、岸渡川流域=3.5、黒石川流域=3.7、横江宮川流域=4.6、荒又川流域=3.3</td> <td>—</td> <td>庄川[小牧]、小矢部川[津沢]</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>小矢部川流域=23.2、洪江川流域=6.2、旅川流域=9.1、山田川流域=12.6、大井川流域=7.6</td> <td>小矢部川流域=(6, 22)、旅川流域=(6, 11.3)</td> <td>庄川[小牧]、小矢部川[津沢]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。</p>		市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準	東部南	富山市	松川流域=3、井田川流域=27.3、熊野川流域=22.5、いたち川流域=8.2、古川流域=2.2、土川流域=8.7、太田川流域=5.4、山田川流域=15.6、坪野川流域=4.9、白岩川流域=21.3、下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 58.8)、いたち川流域=(8, 6.9)、坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川[大川寺]、神通川[大沢野大橋・神通大橋]、庄川[大門]	舟橋村	白岩川流域=20.2	—	常願寺川[大川寺]	上市町	早月川流域=20.4、上市川流域=14.5、白岩川流域=17、大岩川流域=8.7	—	常願寺川[大川寺]	立山町	白岩川流域=13.6、柳津川流域=7.2	白岩川流域=(10, 11)	常願寺川[大川寺]	東部北	魚津市	早月川流域=23.7、片貝川流域=18.1、鴨川流域=3.3、角川流域=14.4、布施川流域=11.2、大座川流域=5.8	—	—	滑川市	早月川流域=23.7、上市川流域=17.4	—	常願寺川[大川寺]	黒部市	吉田川流域=3.9、高橋川流域=8.4、黒瀬川流域=4.5、片貝川流域=19.1、布施川流域=12	—	黒部川[愛本・愛本(下流)]	入善町	入川流域=3.2、舟川流域=6.5	—	黒部川[愛本(下流)]	朝日町	境川流域=15.9、笹川流域=5.8、木流川流域=4.5、小川流域=16.2、舟川流域=7.3	—	黒部川[愛本(下流)]	西部北	高岡市	和田川流域=12.3、千保川流域=8.2、祖父川流域=6.9、中川流域=4.5、岸渡川流域=7.1、子撫川流域=10	小矢部川流域=(8, 37.5)、和田川流域=(8, 11.2)、千保川流域=(14, 7.3)	庄川[小牧・大門]、小矢部川[石動・長江]	氷見市	神代川流域=5.2、宇波川流域=6.8、阿尾川流域=10.3、余川流域=9.9、上庄川流域=17.3、仏生寺川流域=11.9、泉川流域=4.4、脇之谷内川流域=5.5	—	—	小矢部市	子撫川流域=17、横江宮川流域=6.5、洪江川流域=13.4	—	小矢部川[津沢・石動・長江]	射水市	和田川流域=13.3、新堀川、鍛冶川流域=6.8、下条川流域=11.3	—	神通川[神通大橋]、庄川[小牧・大門]、小矢部川[長江]	西部南	砺波市	庄川流域=64.3、和田川流域=8.8、坪野川流域=8.5、千保川流域=3.5、祖父川流域=4.7、岸渡川流域=3.5、黒石川流域=3.7、横江宮川流域=4.6、荒又川流域=3.3	—	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]	南砺市	小矢部川流域=23.2、洪江川流域=6.2、旅川流域=9.1、山田川流域=12.6、大井川流域=7.6	小矢部川流域=(6, 22)、旅川流域=(6, 11.3)	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]	<p>気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、国及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。（略）</p> <p>(別表2) 洪水警報基準</p> <p>平成30年12月18日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準<sup>*1</sup></th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東部南</td> <td>富山市</td> <td>松川流域=3、井田川流域=27.3、熊野川流域=22.5、いたち川流域=8.2、古川流域=2.2、土川流域=8.7、太田川流域=5.4、山田川流域=15.6、坪野川流域=4.9、白岩川流域=21.3、下条川流域=2.2</td> <td>神通川流域=(8, 58.8)、いたち川流域=(8, 6.9)、坪野川流域=(8, 3.3)</td> <td>常願寺川[大川寺]、神通川[大沢野大橋・神通大橋]、庄川[大門]</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>白岩川流域=20.2</td> <td>—</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>早月川流域=20.4、上市川流域=14.5、白岩川流域=17、大岩川流域=8.7</td> <td>—</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>白岩川流域=13.6、柳津川流域=7.2</td> <td>白岩川流域=(10, 11)</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>早月川流域=23.7、片貝川流域=18.1、鴨川流域=3.3、角川流域=14.4、布施川流域=11.2、大座川流域=5.8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>早月川流域=23.7、上市川流域=17.4</td> <td>—</td> <td>常願寺川[大川寺]</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>吉田川流域=3.9、高橋川流域=8.4、黒瀬川流域=4.5、片貝川流域=19.1、布施川流域=12</td> <td>—</td> <td>黒部川[愛本・愛本(下流)]</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>入川流域=3.2、舟川流域=6.5</td> <td>—</td> <td>黒部川[愛本(下流)]</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>境川流域=15.9、笹川流域=5.8、木流川流域=4.5、小川流域=16.2、舟川流域=7.3</td> <td>—</td> <td>黒部川[愛本(下流)]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>和田川流域=12.3、千保川流域=8.2、祖父川流域=6.9、中川流域=4.5、岸渡川流域=7.1、子撫川流域=10</td> <td>小矢部川流域=(8, 37.5)、和田川流域=(8, 11.2)、千保川流域=(14, 7.3)</td> <td>庄川[小牧・大門]、小矢部川[石動・長江]</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>神代川流域=5.2、宇波川流域=6.8、阿尾川流域=10.3、余川流域=9.9、上庄川流域=17.3、仏生寺川流域=11.9、泉川流域=4.4、脇之谷内川流域=5.5</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>子撫川流域=17、横江宮川流域=6.5、洪江川流域=13.4</td> <td>—</td> <td>小矢部川[津沢・石動・長江]</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>和田川流域=13.3、新堀川、鍛冶川流域=6.8、下条川流域=11.3</td> <td>—</td> <td>神通川[神通大橋]、庄川[小牧・大門]、小矢部川[長江]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>庄川流域=64.3、和田川流域=8.8、坪野川流域=8.5、千保川流域=3.5、祖父川流域=4.7、岸渡川流域=3.5、黒石川流域=3.7、横江宮川流域=4.6、荒又川流域=3.3</td> <td>—</td> <td>庄川[小牧]、小矢部川[津沢]</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>小矢部川流域=23.2、洪江川流域=6.2、旅川流域=9.1、山田川流域=12.6、大井川流域=7.6</td> <td>小矢部川流域=(6, 22)、旅川流域=(6, 11.3)</td> <td>庄川[小牧]、小矢部川[津沢]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。</p>					市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準	東部南	富山市	松川流域=3、井田川流域=27.3、熊野川流域=22.5、いたち川流域=8.2、古川流域=2.2、土川流域=8.7、太田川流域=5.4、山田川流域=15.6、坪野川流域=4.9、白岩川流域=21.3、下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 58.8)、いたち川流域=(8, 6.9)、坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川[大川寺]、神通川[大沢野大橋・神通大橋]、庄川[大門]	舟橋村	白岩川流域=20.2	—	常願寺川[大川寺]	上市町	早月川流域=20.4、上市川流域=14.5、白岩川流域=17、大岩川流域=8.7	—	常願寺川[大川寺]	立山町	白岩川流域=13.6、柳津川流域=7.2	白岩川流域=(10, 11)	常願寺川[大川寺]	東部北	魚津市	早月川流域=23.7、片貝川流域=18.1、鴨川流域=3.3、角川流域=14.4、布施川流域=11.2、大座川流域=5.8	—	—	滑川市	早月川流域=23.7、上市川流域=17.4	—	常願寺川[大川寺]	黒部市	吉田川流域=3.9、高橋川流域=8.4、黒瀬川流域=4.5、片貝川流域=19.1、布施川流域=12	—	黒部川[愛本・愛本(下流)]	入善町	入川流域=3.2、舟川流域=6.5	—	黒部川[愛本(下流)]	朝日町	境川流域=15.9、笹川流域=5.8、木流川流域=4.5、小川流域=16.2、舟川流域=7.3	—	黒部川[愛本(下流)]	西部北	高岡市	和田川流域=12.3、千保川流域=8.2、祖父川流域=6.9、中川流域=4.5、岸渡川流域=7.1、子撫川流域=10	小矢部川流域=(8, 37.5)、和田川流域=(8, 11.2)、千保川流域=(14, 7.3)	庄川[小牧・大門]、小矢部川[石動・長江]	氷見市	神代川流域=5.2、宇波川流域=6.8、阿尾川流域=10.3、余川流域=9.9、上庄川流域=17.3、仏生寺川流域=11.9、泉川流域=4.4、脇之谷内川流域=5.5	—	—	小矢部市	子撫川流域=17、横江宮川流域=6.5、洪江川流域=13.4	—	小矢部川[津沢・石動・長江]	射水市	和田川流域=13.3、新堀川、鍛冶川流域=6.8、下条川流域=11.3	—	神通川[神通大橋]、庄川[小牧・大門]、小矢部川[長江]	西部南	砺波市	庄川流域=64.3、和田川流域=8.8、坪野川流域=8.5、千保川流域=3.5、祖父川流域=4.7、岸渡川流域=3.5、黒石川流域=3.7、横江宮川流域=4.6、荒又川流域=3.3	—	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]	南砺市	小矢部川流域=23.2、洪江川流域=6.2、旅川流域=9.1、山田川流域=12.6、大井川流域=7.6	小矢部川流域=(6, 22)、旅川流域=(6, 11.3)	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]	<p>国防災基本計画等の修正に伴う変更</p> <p>H30年12月の基準見直しに伴う変更</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																													
東部南	富山市	松川流域=3、井田川流域=27.3、熊野川流域=22.5、いたち川流域=8.2、古川流域=2.2、土川流域=8.7、太田川流域=5.4、山田川流域=15.6、坪野川流域=4.9、白岩川流域=21.3、下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 58.8)、いたち川流域=(8, 6.9)、坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川[大川寺]、神通川[大沢野大橋・神通大橋]、庄川[大門]																																																																																																																																													
	舟橋村	白岩川流域=20.2	—	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
	上市町	早月川流域=20.4、上市川流域=14.5、白岩川流域=17、大岩川流域=8.7	—	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
	立山町	白岩川流域=13.6、柳津川流域=7.2	白岩川流域=(10, 11)	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
	東部北	魚津市	早月川流域=23.7、片貝川流域=18.1、鴨川流域=3.3、角川流域=14.4、布施川流域=11.2、大座川流域=5.8	—	—																																																																																																																																												
滑川市		早月川流域=23.7、上市川流域=17.4	—	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
黒部市		吉田川流域=3.9、高橋川流域=8.4、黒瀬川流域=4.5、片貝川流域=19.1、布施川流域=12	—	黒部川[愛本・愛本(下流)]																																																																																																																																													
入善町		入川流域=3.2、舟川流域=6.5	—	黒部川[愛本(下流)]																																																																																																																																													
朝日町		境川流域=15.9、笹川流域=5.8、木流川流域=4.5、小川流域=16.2、舟川流域=7.3	—	黒部川[愛本(下流)]																																																																																																																																													
西部北	高岡市	和田川流域=12.3、千保川流域=8.2、祖父川流域=6.9、中川流域=4.5、岸渡川流域=7.1、子撫川流域=10	小矢部川流域=(8, 37.5)、和田川流域=(8, 11.2)、千保川流域=(14, 7.3)	庄川[小牧・大門]、小矢部川[石動・長江]																																																																																																																																													
	氷見市	神代川流域=5.2、宇波川流域=6.8、阿尾川流域=10.3、余川流域=9.9、上庄川流域=17.3、仏生寺川流域=11.9、泉川流域=4.4、脇之谷内川流域=5.5	—	—																																																																																																																																													
	小矢部市	子撫川流域=17、横江宮川流域=6.5、洪江川流域=13.4	—	小矢部川[津沢・石動・長江]																																																																																																																																													
	射水市	和田川流域=13.3、新堀川、鍛冶川流域=6.8、下条川流域=11.3	—	神通川[神通大橋]、庄川[小牧・大門]、小矢部川[長江]																																																																																																																																													
	西部南	砺波市	庄川流域=64.3、和田川流域=8.8、坪野川流域=8.5、千保川流域=3.5、祖父川流域=4.7、岸渡川流域=3.5、黒石川流域=3.7、横江宮川流域=4.6、荒又川流域=3.3	—	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]																																																																																																																																												
南砺市		小矢部川流域=23.2、洪江川流域=6.2、旅川流域=9.1、山田川流域=12.6、大井川流域=7.6	小矢部川流域=(6, 22)、旅川流域=(6, 11.3)	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]																																																																																																																																													
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																													
東部南	富山市	松川流域=3、井田川流域=27.3、熊野川流域=22.5、いたち川流域=8.2、古川流域=2.2、土川流域=8.7、太田川流域=5.4、山田川流域=15.6、坪野川流域=4.9、白岩川流域=21.3、下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 58.8)、いたち川流域=(8, 6.9)、坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川[大川寺]、神通川[大沢野大橋・神通大橋]、庄川[大門]																																																																																																																																													
	舟橋村	白岩川流域=20.2	—	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
	上市町	早月川流域=20.4、上市川流域=14.5、白岩川流域=17、大岩川流域=8.7	—	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
	立山町	白岩川流域=13.6、柳津川流域=7.2	白岩川流域=(10, 11)	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
	東部北	魚津市	早月川流域=23.7、片貝川流域=18.1、鴨川流域=3.3、角川流域=14.4、布施川流域=11.2、大座川流域=5.8	—	—																																																																																																																																												
滑川市		早月川流域=23.7、上市川流域=17.4	—	常願寺川[大川寺]																																																																																																																																													
黒部市		吉田川流域=3.9、高橋川流域=8.4、黒瀬川流域=4.5、片貝川流域=19.1、布施川流域=12	—	黒部川[愛本・愛本(下流)]																																																																																																																																													
入善町		入川流域=3.2、舟川流域=6.5	—	黒部川[愛本(下流)]																																																																																																																																													
朝日町		境川流域=15.9、笹川流域=5.8、木流川流域=4.5、小川流域=16.2、舟川流域=7.3	—	黒部川[愛本(下流)]																																																																																																																																													
西部北	高岡市	和田川流域=12.3、千保川流域=8.2、祖父川流域=6.9、中川流域=4.5、岸渡川流域=7.1、子撫川流域=10	小矢部川流域=(8, 37.5)、和田川流域=(8, 11.2)、千保川流域=(14, 7.3)	庄川[小牧・大門]、小矢部川[石動・長江]																																																																																																																																													
	氷見市	神代川流域=5.2、宇波川流域=6.8、阿尾川流域=10.3、余川流域=9.9、上庄川流域=17.3、仏生寺川流域=11.9、泉川流域=4.4、脇之谷内川流域=5.5	—	—																																																																																																																																													
	小矢部市	子撫川流域=17、横江宮川流域=6.5、洪江川流域=13.4	—	小矢部川[津沢・石動・長江]																																																																																																																																													
	射水市	和田川流域=13.3、新堀川、鍛冶川流域=6.8、下条川流域=11.3	—	神通川[神通大橋]、庄川[小牧・大門]、小矢部川[長江]																																																																																																																																													
	西部南	砺波市	庄川流域=64.3、和田川流域=8.8、坪野川流域=8.5、千保川流域=3.5、祖父川流域=4.7、岸渡川流域=3.5、黒石川流域=3.7、横江宮川流域=4.6、荒又川流域=3.3	—	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]																																																																																																																																												
南砺市		小矢部川流域=23.2、洪江川流域=6.2、旅川流域=9.1、山田川流域=12.6、大井川流域=7.6	小矢部川流域=(6, 22)、旅川流域=(6, 11.3)	庄川[小牧]、小矢部川[津沢]																																																																																																																																													

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画 修正案（変更部分のみ記載） 備考

（別表4）洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=2.4, 井田川流域=21.8, 糠野川流域=18, いたち川流域=6.5, 古川流域=1.7, 土川流域=6.9, 大田川流域=4.3, 山田川流域=12.4, 坪野川流域=3.9, 白岩川流域=17, 下条川流域=1.7	神通川流域=(5, 52.9), いたち川流域=(5, 5.2), 古川流域=(5, 1), 土川流域=(9, 5.5), 山田川流域=(9, 9.9), 坪野川流域=(5, 3), 白岩川流域=(9, 17), 下条川流域=(9, 1.4)	常願寺川【大川寺】 神通川【大沢野大橋・神通大橋】
	舟橋村	白岩川流域=16.1	—	—
	上市町	早月川流域=16.3, 上市川流域=11.6, 白岩川流域=13.6, 大岩川流域=6.9	白岩川流域=(9, 13.6)	—
	立山町	白岩川流域=10.8, 柳津川流域=5.8	白岩川流域=(6, 8.6)	常願寺川【大川寺】
	魚津市	早月川流域=18.9, 片貝川流域=14.4, 鴨川流域=2.6, 角川流域=11.5, 布施川流域=8.9, 大産川流域=4.6	早月川流域=(7, 15.1), 片貝川流域=(7, 11.5), 鴨川流域=(5, 2.6)	—
東部北	滑川市	早月川流域=18.9, 上市川流域=13.9	早月川流域=(6, 15.1), 上市川流域=(6, 11.1)	—
	黒部市	吉田川流域=3.1, 高橋川流域=6.7, 黒瀬川流域=3.6, 片貝川流域=15.2, 布施川流域=9.6	黒部川流域=(9, 36.6), 高橋川流域=(9, 5.4)	黒部川【愛本・愛本（下流）】
	入善町	入川流域=2.5, 舟川流域=5.2	—	黒部川【愛本（下流）】
	朝日町	境川流域=12.7, 笹川流域=4.6, 木流川流域=3.6, 小川流域=12.9, 舟川流域=5.8	—	—
	高岡市	和田川流域=9.8, 千保川流域=6.5, 祖父川流域=5.5, 中川流域=3.6, 岸渡川流域=5.6, 子撫川流域=8	小矢部川流域=(8, 33.3), 和田川流域=(8, 9.8), 千保川流域=(5, 5.7)	庄川【小牧・大門】 小矢部川【長江】
西部北	氷見市	神代川流域=4.1, 宇波川流域=5.4, 阿尾川流域=8.2, 余川流域=7.9, 上庄川流域=13.8, 仏生寺川流域=9.5, 泉川流域=3.5, 脇之谷内川流域=3.9	神代川流域=(5, 4.1), 宇波川流域=(8, 4.3), 上庄川流域=(5, 13.8), 仏生寺川流域=(5, 9.5), 泉川流域=(5, 2.6)	—
	小矢部市	子撫川流域=13.6, 横江宮川流域=5.2, 洪江川流域=10.7	小矢部川流域=(7, 31.6), 横江宮川流域=(5, 5.2), 洪江川流域=(5, 10.7)	小矢部川【津沢・石動・長江】
	射水市	和田川流域=10.6, 新堀川、鍛冶川流域=5.4, 下条川流域=9	和田川流域=(7, 7.4), 新堀川、鍛冶川流域=(9, 5.4), 下条川流域=(9, 9)	庄川【大門】 小矢部川【長江】
	砺波市	庄川流域=45, 和田川流域=7, 坪野川流域=6.8, 千保川流域=2.8, 祖父川流域=3.8, 岸渡川流域=2.8, 黒石川流域=3, 横江宮川流域=3.7, 荒又川流域=2.6	祖父川流域=(5, 3.8), 岸渡川流域=(5, 2.2), 黒石川流域=(5, 3)	庄川【小牧】
	南砺市	小矢部川流域=18.6, 洪江川流域=4.9, 旅川流域=7.3, 山田川流域=10, 大井川流域=6.1	小矢部川流域=(5, 18.6), 旅川流域=(6, 6.5), 山田川流域=(5, 10), 大井川流域=(5, 6.1)	小矢部川【津沢】

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

【洪水注意報基準（別表4）の解説】

(1)～(4) (略)

(5) 流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報の基準となる洪水予報指定河川がない市町村等については、その欄を“—”で示している。

2～6 (略)

第2～第3 (略)

第4 伝達体制

1 伝達体制（富山地方气象台、県総合政策局、県土木部、市町村）

（別表4）洪水注意報基準

平成30年12月18日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=2.4, 井田川流域=21.8, 糠野川流域=18, いたち川流域=6.5, 古川流域=1.7, 土川流域=6.9, 大田川流域=4.3, 山田川流域=12.4, 坪野川流域=3.9, 白岩川流域=17, 下条川流域=1.7	神通川流域=(5, 52.9), いたち川流域=(5, 5.2), 古川流域=(5, 1), 土川流域=(9, 5.5), 山田川流域=(9, 9.9), 坪野川流域=(5, 3), 白岩川流域=(9, 17), 下条川流域=(9, 1.4)	常願寺川【大川寺】 神通川【大沢野大橋・神通大橋】
	舟橋村	白岩川流域=16.1	—	—
	上市町	早月川流域=16.3, 上市川流域=11.6, 白岩川流域=13.6, 大岩川流域=6.9	白岩川流域=(9, 13.6)	—
	立山町	白岩川流域=10.8, 柳津川流域=5.8	白岩川流域=(6, 8.6)	常願寺川【大川寺】
	魚津市	早月川流域=18.9, 片貝川流域=14.4, 鴨川流域=2.6, 角川流域=11.5, 布施川流域=8.9, 大産川流域=4.6	早月川流域=(7, 15.1), 片貝川流域=(7, 11.5), 鴨川流域=(5, 2.6)	—
東部北	滑川市	早月川流域=18.9, 上市川流域=13.9	早月川流域=(6, 15.1), 上市川流域=(6, 11.1)	—
	黒部市	吉田川流域=3.1, 高橋川流域=6.7, 黒瀬川流域=3.6, 片貝川流域=15.2, 布施川流域=9.6	黒部川流域=(9, 36.6), 高橋川流域=(9, 5.4)	黒部川【愛本・愛本（下流）】
	入善町	入川流域=2.5, 舟川流域=5.2	—	黒部川【愛本（下流）】
	朝日町	境川流域=12.7, 笹川流域=4.6, 木流川流域=3.6, 小川流域=12.9, 舟川流域=5.8	—	—
	高岡市	和田川流域=9.8, 千保川流域=6.5, 祖父川流域=5.5, 中川流域=3.6, 岸渡川流域=5.6, 子撫川流域=8	小矢部川流域=(8, 33.3), 和田川流域=(8, 9.8), 千保川流域=(5, 5.7)	庄川【小牧・大門】 小矢部川【長江】
西部北	氷見市	神代川流域=4.1, 宇波川流域=5.4, 阿尾川流域=8.2, 余川流域=7.9, 上庄川流域=13.8, 仏生寺川流域=9.5, 泉川流域=3.5, 脇之谷内川流域=3.9	神代川流域=(5, 4.1), 宇波川流域=(8, 4.3), 上庄川流域=(5, 13.8), 仏生寺川流域=(5, 9.5), 泉川流域=(5, 2.6)	—
	小矢部市	子撫川流域=13.6, 横江宮川流域=5.2, 洪江川流域=10.7	小矢部川流域=(7, 31.6), 横江宮川流域=(5, 5.2), 洪江川流域=(5, 10.7)	小矢部川【津沢・石動・長江】
	射水市	和田川流域=10.6, 新堀川、鍛冶川流域=5.4, 下条川流域=9	和田川流域=(7, 7.4), 新堀川、鍛冶川流域=(9, 5.4), 下条川流域=(9, 9)	庄川【大門】 小矢部川【長江】
	砺波市	庄川流域=45, 和田川流域=7, 坪野川流域=6.8, 千保川流域=2.8, 祖父川流域=3.8, 岸渡川流域=2.8, 黒石川流域=3, 横江宮川流域=3.7, 荒又川流域=2.6	祖父川流域=(5, 3.8), 岸渡川流域=(5, 2.2), 黒石川流域=(5, 3)	庄川【小牧】
	南砺市	小矢部川流域=18.6, 洪江川流域=4.9, 旅川流域=7.3, 山田川流域=10, 大井川流域=6.1	小矢部川流域=(5, 18.6), 旅川流域=(6, 6.5), 山田川流域=(5, 10), 大井川流域=(5, 6.1)	小矢部川【津沢】

\*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(5) 流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水注意報の基準となる洪水予報指定河川がない市町村等については、その欄を“—”で示している。

字句修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(1) 気象予警報の伝達</p> <p>ア 富山地方気象台は、警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。</p> <p>イ 県は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。</p> <p>ウ 市町村は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>	<p>ア 富山地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。</p> <p>イ 県は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。</p> <p>ウ 市町村は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。</p>	<p>特別警報について明記</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>富山地方気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●* 富山県</li> <li>●* 総務省消防庁</li> <li>●* NTT西日本・NTT東日本</li> <li>● NHK富山放送局</li> <li>◎ 報道機関</li> <li>● 伏木海上保安部</li> <li>● 国土交通省富山河川国道事務所</li> <li>◎ 電力会社</li> <li>◎ 富山地方鉄道</li> <li>◎ あいの風とやま鉄道</li> </ul> <p>放送</p> <p>放送等</p> <p>関係船舶</p> <p>北陸地方整備局</p> <p>関係河川事務所</p> <p>県の機関</p> <p>消防本部</p> <p>市町村</p> <p>官公署</p> <p>公衆</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●* 気象情報伝送処理システム</li> <li>● 防災情報提供システム（専用回線）</li> <li>△ 加入電話・FAX</li> <li>◇ 無線電話・FAX</li> <li>□ 富山県総合防災情報システム</li> <li>◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）</li> </ul>	<p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>	

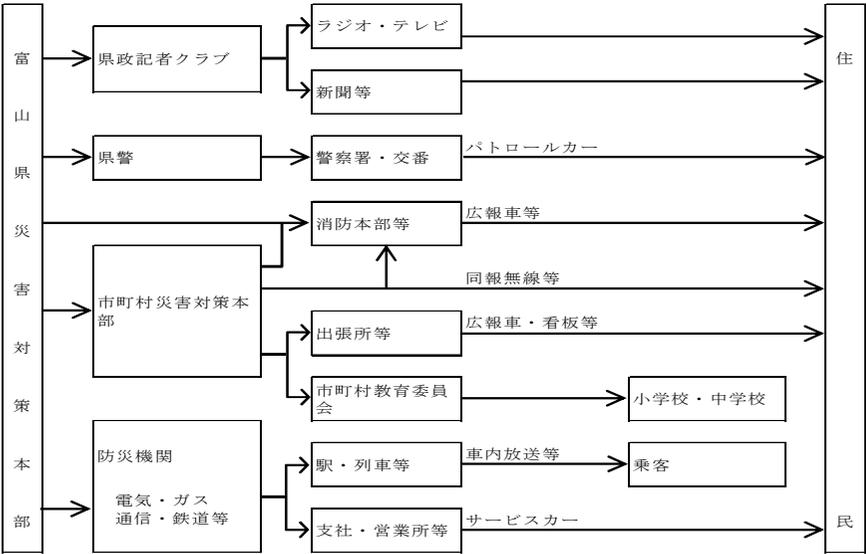
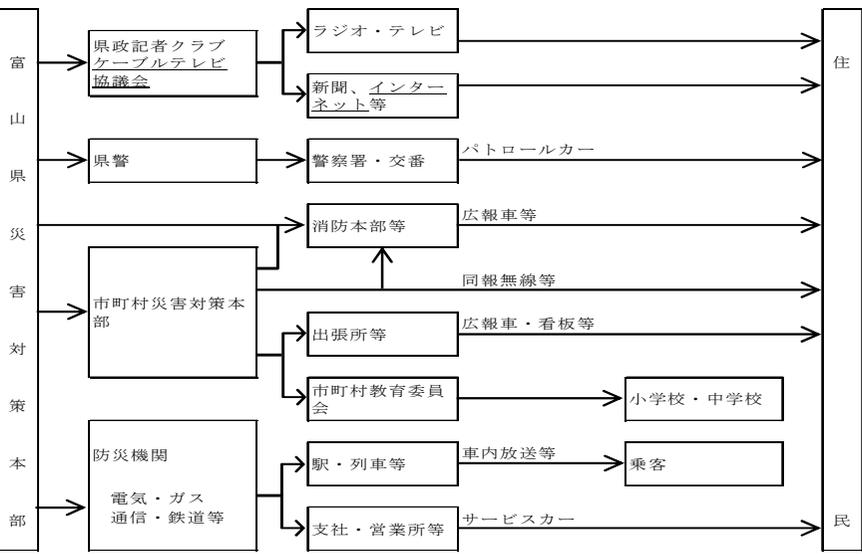
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>（追加）</u></p> <p>第2節 災害未然防止活動の実施</p> <p><b>第1 （略）</b></p> <p><b>第2 土砂災害対策</b></p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 土砂災害警戒情報の通知および活用（県土木部、富山地方気象台、市町村）</p> <p>（1）県及び地方気象台の措置</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>5～8 （略）</p> <p>第3節 応急活動体制</p> <p><b>第1 県の活動体制</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県総合政策局）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）組織</p> <p>ア 本部</p> <p>（ア）～（イ） （略）</p>	<p><u>※特別警報は、気象業務法第15条の2によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</u></p> <p><u>土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報の解説に努める。</u></p>	<p>同上</p> <p>気象資料の充実</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p>		<p>機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4節 情報の収集・伝達  <b>第1～第2（略）</b>  <b>第3 広報及び広聴活動</b>                      1 広報活動（各防災関係機関）                      (1) 実施機関</p> <p style="text-align: center;">震災時の広報活動フロー</p>  <p>(2) (略)                      (3) 災害報道                      ア (略)                      イ 災害報道の実施                      報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。                      (4) 関係機関の応援協力関係                      ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。                      イ (略)</p>	<p style="text-align: center;">震災時の広報活動フロー</p>  <p>イ 災害報道の実施                      情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。                      ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、<u>災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>媒体の追加</p> <p>字句修正</p> <p>報道機関が災害広報を実施する際の配慮について追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 広域応援要請</p> <p><b>第1 相互協力</b></p> <p>(略)</p> <p>特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。</p> <p>1 県の応援要請（県総合政策局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他都道府県への要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 全国都道府県の災害時応援</p> <p>知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、平成24年5月18日に締結した「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、次の事項を示し、全国知事会又はブロックの幹事県等に対し、広域応援を要請する。</p>	<p>特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「<u>富山県災害時受援計画</u>」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。</p> <p>ア 相互応援協定に基づく要請</p> <p>知事は、県内の非被災他市町村による応援だけでは対応が困難な場合、中部9県1市の「災害応援に関する協定書」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。また、「被災市区町村応援職員確保システム」及び「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書</u>」に基づき、ブロックの幹事県、総務省等に対し、応援を要請する。</p> <p>(削除)</p>	<p>受援計画の反映</p> <p>国防災基本計画等の修正に伴う変更</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 市町村の応援要請（市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県への要請</p> <p>ア 県への応援要請</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>		
<p><u>(オ)</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 応援受入体制の確立（県総合政策局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入体制の確保</p>	<p><u>(オ) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の必要性</u></p> <p><u>(カ) (略)</u></p>	<p>同上</p>
<p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。</p>	<p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。</p>	<p>同上</p>
<p><b>第2 応援要請</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>広域緊急援助隊</u>（県警察本部）</p> <p><u>広域緊急援助隊</u>は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。</p> <p>公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第7節 救助・救急活動</p> <p><b>第1～第2 (略)</b></p> <p><b>第3 消防応援要請</b></p> <p>1 (略)</p>	<p>3 <u>警察災害派遣隊</u>（県警察本部）</p> <p><u>警察災害派遣隊</u>は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。</p> <p>公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。</p>	<p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第8節 第1 (1)～(2) (略) 災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>最新の状況に修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣</p> <p>1 （略）</p> <p>2 富山県DMATの活動内容</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）その他災害現場等における救命活動に必要な措置</p> <p>なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第9節 避難活動</p> <p><b>第1 避難の勧告、指示等及び誘導</b></p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県総合政策局、県土木部、県警察本部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p><u>市町村長は、勧告又は指示等を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。なお、県は市町村長からの求めがあるときは、避難の勧告、指示等に関する意思決定のための助言を行うものとする。</u></p> <p><u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」の発令には至らないが、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性がある」と判断される場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するものとする。</u></p> <p><u>市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始を発令したときは、速やかに知事に報告するものとする。</u></p> <p>また、市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を</p>	<p>（5）その他災害現場等における救命活動に必要な措置</p> <p>なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考	
実施責任者	措置	実施の基準	実施責任者	措置	実施の基準		
<p>明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p>なお、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成するときは、県、気象官署、河川管理者、海岸管理者、砂防関係機関等は、積極的な連携を図るものとする。</p>			<p>避難準備等</p> <p>市町村長</p> <p>要配慮者へ避難行動の開始を求める</p> <p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。</p>			<p>国避難勧告に関するガイドラインの改訂に伴う変更</p>	
<p>避難勧告</p> <p>市町村長又は知事（災害対策基本法第60条）</p> <p>立退きの勧告及び立退き先の指示</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</p>			<p>避難勧告</p> <p>市町村長又は知事（災害対策基本法第60条）</p> <p>立退きの勧告及び立退き先の指示</p> <p>〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</p> <p>災害が発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。</p>				
<p>避難の指示等</p> <p>知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第29条）</p> <p>立退きの指示</p> <p>洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</p>			<p>避難の指示等</p> <p>知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第29条）</p> <p>立退きの指示</p> <p>洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</p>				
<p>市町村民長又は知事（災害対策基本法第60条）</p> <p>立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</p>			<p>市町村民長又は知事（災害対策基本法第60条）</p> <p>立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</p>				
<p>警察官（警察官職務執行法第4条） 海上保安官</p> <p>立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示</p> <p>市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき、重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。</p>			<p>警察官（警察官職務執行法第4条） 海上保安官</p> <p>立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示</p> <p>市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき、重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。</p>				
<p>自衛官（自衛隊法第94条）</p> <p>被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。</p>			<p>自衛官（自衛隊法第94条）</p> <p>被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。</p>				
			<p>市町村長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難勧告等の発令の際には、それに対応する警戒レベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。</p> <p>住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難勧告を基本とし、避難指示（緊急）については、必ず発令するものではなく、緊急時にまたは重ねて避難を促す場合などに運用するものとする。</p> <p>また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」には至</p>				<p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考																				
	<p>らないが、今後、避難を要する状況になる可能性がある」と判断される場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するものとする。</p> <p>なお、災害発生情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。</p> <p>また、市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告又は指示等を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。なお、県は市町村長からの求めがあるときは、避難の勧告、指示等に関する意思決定のための助言を行うものとする。</p> <p>県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p>なお、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成するときは、県、気象官署、河川管理者、海岸管理者、砂防関係機関等は、積極的な連携を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1211 858 1856 1350"> <thead> <tr> <th>警戒レベル (発令主体)</th> <th>行動を居住者等に促す情報</th> <th>居住者がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5 (市町村)</td> <td>災害発生情報</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4 (市町村)</td> <td>避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令</td> <td>災害が発生するおそれが高くて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (市町村)</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2 (気象庁)</td> <td>注意報</td> <td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1 (気象庁)</td> <td>早期注意情報</td> <td>災害への心構えを高める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるもの（洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる）。</p>	警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動	警戒レベル5 (市町村)	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル4 (市町村)	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	災害が発生するおそれが高くて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。	警戒レベル3 (市町村)	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	警戒レベル2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報	災害への心構えを高める。	<p>同上</p>
警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動																				
警戒レベル5 (市町村)	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。																				
警戒レベル4 (市町村)	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	災害が発生するおそれが高くて高い状況等となっており、緊急に避難する。																				
	避難勧告	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。																				
警戒レベル3 (市町村)	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。																				
警戒レベル2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。																				
警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報	災害への心構えを高める。																				

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 要配慮者への援護</p> <p>1 要配慮者対策（県総合政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 要配慮者の支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、<u>介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <b>ごみ、災害廃棄物の処理</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を</p>	<p>第4 要配慮者の支援</p> <p>ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の避難支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、<u>社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。</u></p> <p>2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、<u>仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄</u></p>	<p>他編との表記統一</p> <p>同上</p> <p>「福祉避難所開設・運営マニュアル（作成モデル）」に合わせて修正</p> <p>富山県災害廃棄物処理計画との整合を図るもの</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p> <u>図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u>  <u>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</u>  <u>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</u>  <u>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）に基づき」、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</u> </p> <p>3 (略)</p> <p><b>第3～第5 (略)</b></p> <p>第13節 警備活動</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 行方不明者の捜索</b></p> <p>1 捜索（県警察本部）</p> <p>(1) 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>広域緊急援助隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。</u>          なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 ライフライン施設の応急復旧対策</p> <p><b>第1～第2 (略)</b></p>	<p>物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p><u>県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。</u></p> <p>1 捜索（県警察本部）</p> <p>(1) 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。</u>          なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。</p>	<p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><b>第3 上水道施設</b></p> <p>1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村） 水道事業者は、災害時においても<u>必要最小限度の給水</u>を確保するよう努める。（略）</p> <p>2 （略）</p> <p><b>第4 （略）</b></p> <p><b>第5 通信施設</b></p> <p>1 非常用通信装置の使用（NTT 西日本、NTT ドコモ） 災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む）を出動させ、通信を確保する。 <u>また、孤立防止用衛星通信システム（Ku-1）も出動させる。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第16節 公共施設等の応急復旧対策</p> <p><b>第1 （略）</b></p> <p><b>第2 鉄道施設等</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 初動措置（JR 西日本（株）、あいの風富山鉄道（株）、富山地方鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）、富山ライトレール（株））</p> <p>（1）<u>鉄道</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>3 公共交通機関による輸送の確保（JR 西日本（株）、あいの風とやま鉄道（株）、富山地方鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）、富山ライトレール（株）） 大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要なことから、<u>公共交通事業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。</u></p> <p>（1）輸送手段の確保</p> <p>ア <u>鉄道</u></p>	<p>1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村） 水道事業者は、災害時においても<u>速やかに給水</u>を確保するよう努める。</p> <p>（削除）</p> <p>（1）<u>鉄道・軌道</u></p> <p>大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要なことから、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。</p> <p>ア <u>鉄道・軌道</u></p>	<p>他編との表記統一</p> <p>現在の状況に更新</p> <p>記載内容に即して修正</p> <p>重複した表現を削除</p> <p>記載内容に</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>第3 (略)</b></p> <p>第17節～第20節 (略)</p> <p>第21節 火山応急対策</p> <p><u>防災関係機関は、火山が爆発し、又はそのおそれがある場合において住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を保護するための事前措置、救助その他の必要な措置を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、本節で定めるもの以外に必要な事項は、風水害編他節に準じた対策を講じるものとする。</u></p> <div data-bbox="147 592 958 979" data-label="Diagram"> </div> <p><b>第1 異常現象発見者の通報義務（県警察本部、市町村）</b></p> <p><u>弥陀ヶ原に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとする。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。</u></p> <p><u>通報を受けた市町村長又は警察官は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡するものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>即して修正</p> <p>「風水害編第2章第21節火山応急対策」を削除し、その内容を「個別災害編第1章火山災害対策」に追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">異常現象伝達系統図</p> <p>※1 通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて火山専門家に相談のうえ判断する。</p> <p>※2 異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方气象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知される。</p> <p><b>第2 通報を要する異常現象</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 噴火（爆発、溶岩流、泥石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等</li> <li>2 火山地域での火映、鳴動の発生</li> <li>3 火山地域での地震の群発</li> <li>4 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、沈没等の形成の変化</li> <li>5 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、硫黄の燃焼等</li> <li>6 火山地域での湧泉の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度、濁度の以上等顕著な変化</li> <li>7 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大、</li> </ol>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>あるいは移動及び草木の立枯れ等</p> <p>8 火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等 顕著な変化、温度の上昇、魚類等の浮上</p> <p><b>第3 噴火警報・予報等の発表と通報等</b></p> <p>気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。</p> <p>1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁）</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア 噴火警報</p> <p>気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>イ 噴火予報</p> <p>気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。</p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準、警戒事項等の一覧表</p> <p>噴火警戒レベルが運用されていない火山（弥陀ヶ原）</p> <p>(略)</p> <p>ウ 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>国全体の活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針等を定めた活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、県等は、火山防災協議会を設置</p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を行う。  <u>火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。</u>  <u>噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、噴火災害の軽減につながることを期待される。</u>  <u>※ 噴火警戒レベルが運用されている火山（38 火山、平成28年12月6日現在）</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red; font-size: small;">アトサヌプリ、雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山、岩木山、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳、日光白根山、草津白根山、浅間山、新湯焼山、焼岳、御嶽山、白山、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島、三宅島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山（御鉢、新燃岳、えびの高原（硫黄山）周辺）、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島</p> </div> <p><u>（参考）噴火警戒レベルが運用されている火山における噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表（略）</u>  <u>（2）降灰予報</u>  <u>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</u>  <u>ア 降灰予報（定時）</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表する。</li> <li>・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> <u>イ 降灰予報（速報）</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表する。</li> <li>・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上</li> </ul> </p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<p><u>の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u></p> <p>ウ <u>降灰予報（詳細）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表する。</u></li> <li>・<u>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20分～30分程度で発表する。</u></li> <li>・<u>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降開始時刻を、市区町村を明示して提供する。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>降灰量階級と降灰の厚さ</u></p> <table border="1" data-bbox="224 619 947 775"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm 以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm 以上 1mm 未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>火山ガス予報</u></p> <p><u>気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。例えば、平成12年の三宅島噴火では、噴火後に長期間にわたって火口から大量のガスが放出されたため、火山ガス予報を発表した。</u></p> <p>2 <u>火山現象に関する情報等（気象庁）</u></p> <p><u>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</u></p> <p>(1) <u>火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <p>(2) <u>噴火速報</u></p> <p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を</u></p>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm 以上	やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満	少量	0.1mm 未満		
降灰量階級	予想される降灰の厚さ									
多量	1mm 以上									
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満									
少量	0.1mm 未満									

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>守る行動をとってもらうために、常時観測火山を対象に発表する。</u>  <u>なお、以下の場合には発表しない。</u>  <u>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u>  <u>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u>  <u>発表される情報の例は以下のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**  <u>&lt;○○山で噴火が発生&gt;</u></p> <p>**（本文）**  <u>○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました</u></p> </div> <p><u>(3) 火山活動解説資料</u>  <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p><u>(4) 週間火山概況</u>  <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u></p> <p><u>(5) 月間火山概況</u>  <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</u></p> <p><u>(6) 噴火に関する火山観測報</u>  <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</u></p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 噴火警報・予報等の伝達（県総合政策局。市町村、各関係機関）</p> <p>弥陀ヶ原に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。</p> <p>噴火警報等伝達系統図</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災情報提供ツタ</li> <li>■ 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</li> <li>□ 富山県総合防災情報システム</li> </ul>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報</li> <li>・噴火予報</li> <li>・降灰予報</li> <li>・火山ガス予報</li> <li>・火山の状況に関する解説情報（臨時）</li> <li>・噴火速報</li> <li>・火山活動解説資料（臨時）</li> </ul> <p>4 火山観測体制（気象庁）</p> <p>弥陀ヶ原における気象庁の観測機器は以下の表のとおりである。気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山性地震、火山性微動、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。</p> <p>なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。</p> <p>※火山性地震とは、火山体やその周辺で発生する火山地帯特有の地震で、マグマや熱水の活動に関連して発生すると考えられている。</p> <p>※火山性微動とは、火山性地震と同じく火山地帯特有の震動であるが、火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いものを指す。</p> <table border="1" data-bbox="170 1107 999 1342"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室堂平</td> <td>地震計、傾斜計、空振計</td> </tr> <tr> <td>立山室堂2</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td>炎高山</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td>瀬戸蔵山西</td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>紺屋橋上部</td> <td>G N S S</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 火山の機動観測について</p> <p>気象庁は必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区分される。</p>	観測点名	観測機器	室堂平	地震計、傾斜計、空振計	立山室堂2	地震計	炎高山	地震計	瀬戸蔵山西	監視カメラ	紺屋橋上部	G N S S		
観測点名	観測機器													
室堂平	地震計、傾斜計、空振計													
立山室堂2	地震計													
炎高山	地震計													
瀬戸蔵山西	監視カメラ													
紺屋橋上部	G N S S													

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<p>調査観測は、常時観測火山以外の火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資するための火山活動の調査を目的に行う。</p> <p>緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。</p> <p>5 火山防災協議会等（県総合政策局、市町村、各関係機関）</p> <p>(1) 火山災害警戒地域</p> <p>内閣総理大臣は、活火山法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本県の警戒地域は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="152 694 1032 818"> <thead> <tr> <th rowspan="2">火山名</th> <th colspan="2">火山災害警戒地域</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弥陀ヶ原</td> <td>富山県</td> <td>富山市、上市町、立山町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火山防災協議会</p> <p>警戒地域をその区域に含む県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、火山防災協議会を組織するものとする。</p> <p>協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な者を構成員に加えるものとする。</p> <p>また、協議会の下に実務者で構成する幹事会を設置するとともに、幹事会に防災対策のテーマ毎に専門的かつ実務的な検討を行うワーキンググループを設置するなど、体制を整備するものとする。</p> <p>協議会は、次の事項について協議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列に示した「噴火シナリオ」に関する事項</li> <li>・影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項</li> <li>・噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を</li> </ul>	火山名	火山災害警戒地域		県	市町村	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町		
火山名		火山災害警戒地域								
	県	市町村								
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町								

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p> <u>定めた「噴火警戒レベル」に関する事項</u>            ・<u>避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項</u>            ・<u>その他必要と認められる事項</u>            (3) <u>地域防災計画に定めるべき事項</u>            ア <u>県地域防災計画に定めるべき事項</u>  <u>県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定めるものとする。</u>            ・<u>火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項</u>            ・<u>火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項</u>            ・<u>市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項</u>            ・<u>避難及び救助に係る広域調整に関する事項</u>            ・<u>その他必要な警戒避難体制にする事項</u>            イ <u>関係市町村地域防災計画に定めるべき事項</u>  <u>警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定めるものとする。</u>            ・<u>火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項</u>            ・<u>火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項</u>            ・<u>噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</u>            ・<u>避難場所及び避難経路に関する事項</u>            ・<u>火山現象に係る避難訓練に関する事項</u>            ・<u>警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地</u>            ・<u>救助に関する事項</u> </p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>・その他必要な警戒避難体制にする事項</p> <p><b>第4 事前措置及び応急措置（市町村、各関係機関）</b></p> <p>1 <u>関係市町村及び関係機関は、火山現象による被害が生じるおそれがあると認めるときは、登山を制限、禁止するなど必要な措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>関係市町村は、火山現象による負傷者等の捜索、救出及び救護を行う場合、警察、消防機関、応急措置の実施責任者及び災害現場にある者の協力を得て実施するものとする。</u></p> <p>3 <u>関係市町村及び関係機関は、火山現象による被害を防止するために必要な避難、医療、交通規制等に関する計画を促進するものとする。</u></p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><b>第3章 災害復旧対策</b></p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p><b>第1 被災者の生活確保</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害援護資金</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付条件</p> <p>(ア) 所得制限</p> <p>(イ) 利率</p> <p>年3%（措置期間は無利子）</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 償還方法</p> <p>年賦又は半年賦</p> <p>4～12 (略)</p> <p><b>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</b></p> <p>1 中小企業への融資等（県商工労働部）</p> <p>被害を受けた中小企業者に対し、既往の制度融資等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講ずるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。</p> <p>(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長</p> <p>中小企業高度化資金の既往債務の償還期限の延長（<u>激甚災害について3年以内</u>）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県制度融資による対応</p>	<p>(イ) 利率</p> <p><u>年3%以内で市町村が条例で定める率</u>（措置期間は無利子）</p> <p>(オ) 償還方法</p> <p>年賦、<u>半年賦又は月賦</u></p> <p>被害を受けた中小企業者に対し、既往の<u>中小企業高度化資金等の債務</u>について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講ずるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。</p> <p>(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長</p> <p>中小企業高度化資金の既往債務の<u>償還猶予及び償還期限の延長</u>（3年以内）</p>	<p>「平成30年法律第66号」、「平成31年政令第16号」により改定されるため</p> <p>同上</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>ア～エ            オ 利 率 年 1.70%（平成 29 年 10 月現在）            カ 信用保証 <u>県保証協会</u>の保証に付す  <u>(1)</u>（略）            2（略）  <b>第 3～第 4（略）</b>            第 2 節 激甚災害の指定  <b>第 1（略）</b>  <b>第 2 特別財政援助額の交付手続等</b>            1～3（略）            4 その他の特別財政援助及び助成（県経営管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、市町村）            (1)～(4)（略）            (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第 24 条）            激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1 箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約 100%）。</p> <p>第 3 節 公共土木施設の災害復旧計画  <b>第 1～第 2（略）</b>  <b>第 3（追加）</b></p>	<p>オ 利 率 年 1.70%（平成 31 年 1 月現在）            カ 信用保証 <u>県信用保証協会</u>の保証に付す</p> <p>激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち 1 箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行の同意等を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約 100%）。</p> <p><b>第 3</b>  <b>1 特定大規模災害時における代行制度の活用（<u>北陸地方整備局、県土木部、市町村</u>）</b>            著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。  <b>2 指定区間外の国道</b></p>	<p>時点修正            字句修正</p> <p>平成 18 年度より地方債許可制度は地方債協議制度に移行しており、現行の制度に則した記述の統一を図るため。</p> <p>関係法令（河川法等）の改正及び国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p>指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</p> <p><b>3 重要物流道路等</b> 重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</p> <p><b>4 県管理河川</b> 県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>火災編</p> <p><b>第1章 火災予防対策</b></p> <p>第1節～第5節 （略）</p> <p>第6節 救援・救護体制の整備</p> <p><b>第1 消防力の強化</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 消火体制等の整備（県総合政策局、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）消防設備等の強化</p> <p>ア 市町村は消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）人材育成の充実</p> <p>県は、<u>婦人防火クラブ員</u>、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとするとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても、<u>図上訓練や応急手当研修</u>などを実施し、商簿学校等において実施する研修内容を充実する。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><b>第2～第4 （略）</b></p> <p>第7節 （略）</p> <p><b>第2章 火災応急対策</b> （略）</p> <p>第1節 火災警報等の伝達</p> <p><b>第1～第2 （略）</b></p> <p><b>第3 伝達体制（県総合政策局、市町村、各放送機関）</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 市町村長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、<u>打鐘、サイレン吹鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。</u></p> <p>3～4 （略）</p>	<p>ア 市町村は消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備や装備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。</p> <p>（4）人材育成の充実</p> <p>県は、<u>女性防火クラブ員</u>、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとするとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても、<u>図上訓練や応急手当研修</u>などを実施し、商簿学校等において実施する研修内容を充実する。</p> <p>2 市町村長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、<u>市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>情報伝達方法の更新</p>

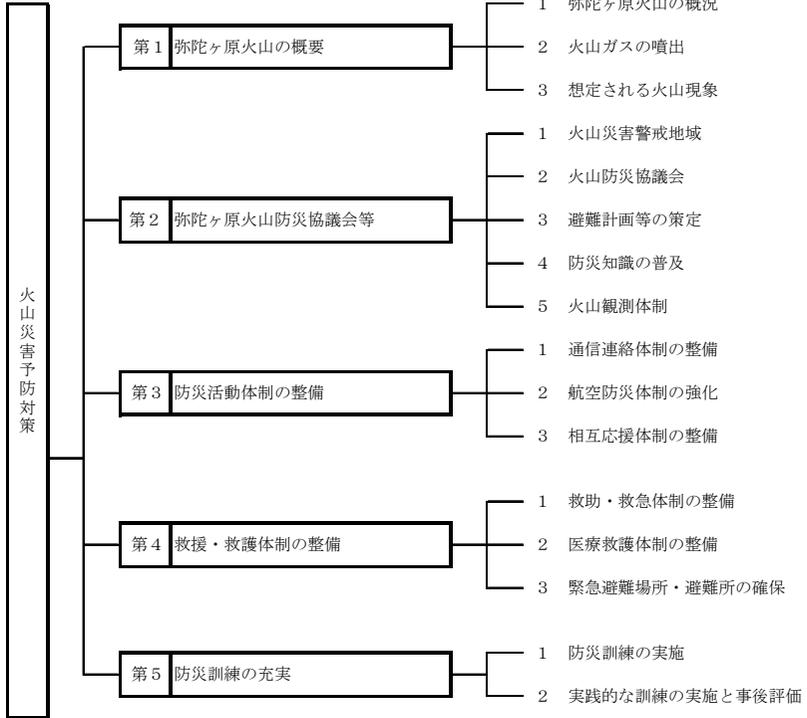
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>5 伝達系統図は次のとおりである。</p> <p> <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 2px; background-color: black; margin-right: 5px;"></span> 火災気象通報                  <span style="display: inline-block; width: 20px; border-top: 1px dotted black; margin-right: 5px;"></span> 火災警報         </p> <p>             富山地方気象台 → 気象情報伝送処理システム → 県(防災・危機管理課) → FAX → 市町村              富山地方気象台 ← 電話 → 県(防災・危機管理課) ← 総合防災情報システム及び電話・FAX → 市町村              富山地方気象台 ← 総合防災情報システム → 県(防災・危機管理課)              県(防災・危機管理課) → 電話 → 放送機関 → テレビ・ラジオ → 住民              県(防災・危機管理課) → 富山防災WEB → 住民              市町村 → 打鐘 サイレン吹鳴等 → 住民         </p> <p>第2節～第5節 (略)</p> <p><b>第3章 火災復旧対策</b> (略)</p> <p><b>事故災害編</b></p> <p>(追加)</p>	<p> <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 2px; background-color: black; margin-right: 5px;"></span> 火災気象通報                  <span style="display: inline-block; width: 20px; border-top: 1px dotted black; margin-right: 5px;"></span> 火災警報         </p> <p>             富山地方気象台 → 気象情報伝送処理システム → 県(防災・危機管理課) → FAX → 市町村              富山地方気象台 ← 電話 → 県(防災・危機管理課) ← 総合防災情報システム及び電話・FAX → 市町村              富山地方気象台 ← 総合防災情報システム → 県(防災・危機管理課)              県(防災・危機管理課) → 電話 → 放送機関 → テレビ・ラジオ → 住民              県(防災・危機管理課) → 富山防災WEB → 住民              市町村 → 打鐘 サイレン吹鳴等 → 住民              市町村 → 防災行政無線 車両による防火広報等 → 住民         </p> <p>個別災害編</p> <p><b>第1章火山災害対策</b></p> <p>本章では、活火山である弥陀ヶ原火山において、噴火等の火山現象に伴う被害を防止し、又は最小限にとどめるため、火山災害の特性を踏まえ、防災関係機関がとるべき対策を定める。</p> <p>なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編各章・各節に準じた対策を講じるものとする。</p>	<p>同上</p> <p>事故災害編を個別災害編とし、「第1章 火山災害対策」の章を新たに追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p style="text-align: center;">計画の体系</p> <pre> graph LR     A[第1章 火山災害対策] --- B[第1節 火山災害予防対策]     A --- C[第2節 火山災害応急対策]     A --- D[第3節 火山災害復旧対策]     B --- B1[第1 弥陀ヶ原火山の概要]     B --- B2[第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等]     B --- B3[第3 防災活動体制の整備]     B --- B4[第4 救援・救護体制の整備]     B --- B5[第5 防災訓練の充実]     C --- C1[第1 予警報の伝達]     C --- C2[第2 情報の収集・伝達]     C --- C3[第3 応急活動体制]     C --- C4[第4 広域応援要請]     C --- C5[第5 救助・救急活動]     C --- C6[第6 医療救護活動]     C --- C7[第7 避難活動]     C --- C8[第8 交通規制・緊急交通路の確保]     C --- C9[第9 行方不明者の捜索]     C --- C10[第10 遺体の捜索、処理及び埋葬]     C --- C11[第11 二次災害等の防止活動]     </pre>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>第1節 火山災害予防対策 対策の体系</p>  <p><b>第1 弥陀ヶ原火山の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 弥陀ヶ原火山の概況</li> <li>2 火山ガスの噴出</li> <li>3 想定される火山現象</li> </ul> <p><b>第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火山災害警戒地域</li> <li>2 火山防災協議会</li> <li>3 避難計画等の策定</li> <li>4 防災知識の普及</li> <li>5 火山観測体制</li> </ul> <p><b>第3 防災活動体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 通信連絡体制の整備</li> <li>2 航空防災体制の強化</li> <li>3 相互応援体制の整備</li> </ul> <p><b>第4 救援・救護体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 救助・救急体制の整備</li> <li>2 医療救護体制の整備</li> <li>3 緊急避難場所・避難所の確保</li> </ul> <p><b>第5 防災訓練の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災訓練の実施</li> <li>2 実践的な訓練の実施と事後評価</li> </ul> <p><b>第1 弥陀ヶ原火山の概要</b></p> <p>活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義されている。</p> <p>日本は環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しており、本県の弥陀ヶ原火山（立山火山と呼ばれることがある）は活火山とされている。</p> <p>なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山</p>	<p>追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。</p> <p>弥陀ヶ原火山は、年間100万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民のみならず観光客、登山者を含む安全確保が重要である。</p> <p>1 弥陀ヶ原火山の概況</p> <p>弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。</p> <p>また、過去1万年以内の活動により、火山灰層が7層になっていることから、少なくとも7回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったとみられる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動がみられ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。</p> <p>2 火山ガスの噴出</p> <p>地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、環境省において平成24年度から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。</p> <p>また、地獄谷周辺の登山道（エンマ台～大日展望台）についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
-----------------	---------------------------	-----



図 弥陀ヶ原 想定火口

表 1 弥陀ヶ原 過去 1 万年以内の噴火活動（石崎、2017）

テフラ名	年代	推定噴火口	噴出量 (m <sup>3</sup> )	御嶽火山 2014年噴火 との比較
Cテフラ	1,500年前以降(最新)	地獄谷西城(大安地獄周辺)	3.2万	1/10以下
Bテフラ	1,500年前以降	地獄谷西城(大安地獄周辺)	4.8万	1/10以下
Aテフラ	1,500年前以降	地獄谷西城(大安地獄周辺)	1.5万	1/10以下
第4テフラ	約2,500年前	地獄谷北城	260万	2.6～6.5倍
第3テフラ	約4,800年前	地獄谷北城と血ノ池地獄周辺	220万	2.2～5.5倍
第2テフラ	約7,800年前(上限値)	血ノ池地獄～リンドウ池周辺	380万	3.8～9.5倍
第1テフラ	約9,300年前(上限値)	地獄谷北西城(称名火口周辺)	64万	0.6～1.6倍

3 想定される火山現象

大きな噴石

・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんど無く、生命に危険を及ぼす火山現象。

・火口から吹き飛ばされた直径 50 cm 以上の岩石が全方向に弾道を描いて飛散する現象。

・大きさによっては、建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力がある。

火砕流・火砕サージ

・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><u>危険を及ぼす火山現象。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火砕流は、火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。</li> <li>・火砕サージは火砕流の先端や周辺で発生する火山灰等の流れ。</li> </ul> <p><u>火口噴出型泥流</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。</li> <li>・山体内から高温水が噴き出し流下する現象。</li> </ul> <p><u>融雪型火山泥流</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。</li> <li>・火口から噴出した熱水が、周辺の雪や土砂を巻き込みながら流下する現象。</li> <li>・高速で遠方まで流下することがある。</li> </ul> <p><u>降灰（小さな噴石含む）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火とほぼ同時に発生し、風向や風速により影響範囲は変化する。</li> <li>・風により運ばれた火山灰により、健康被害、交通麻痺、農作物被害など広く社会生活に影響を及ぼす。</li> </ul> <p><u>降灰後の降雨による土石流</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火後は数年にわたって発生しやすくなる。</li> <li>・火山灰等が堆積した流域において降雨に伴い発生し、谷や沢に沿って流下する現象。</li> </ul> <p><u>火山ガス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火口や噴気孔から噴出されるガス。通常はその90%以上が水蒸気で、二酸化炭素、硫化水素などがそれに続く。マグマに溶けていたもの、地下水などに由来するものも含まれる。</li> <li>・マグマの活動が高まるとマグマ起源のものが増え、噴火前に塩化水素や二酸化硫黄の濃度変化が観測される場合がある。地下深部でマグマに溶解するガス成分は気泡になって、マグマの上昇や爆発の原因となる。</li> </ul> <p><b>第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等</b></p> <p><u>1 火山災害警戒地域（県総合政策局、市町村）</u></p> <p>内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を</p>	<p>風水害編から移動</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考								
	<p><u>防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本県の警戒地域は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1055 320 1928 437"> <thead> <tr> <th rowspan="2">火山名</th> <th colspan="2">火山災害警戒地域</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弥陀ヶ原</td> <td>富山県</td> <td>富山市、上市町、立山町</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 火山防災協議会（県総合政策局、市町村、各関係機関）</u>  <u>県及び市町村は、弥陀ヶ原火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、弥陀ヶ原火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、气象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な者を加える。</u>  <u>さらに、火山専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。</u>  <u>協議会は、次の事項について協議を行うものとする。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項</li> <li>・富山県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</li> <li>・富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</li> <li>・上記に掲げるもののほか、弥陀ヶ原火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項</li> <li>・その他必要と認められる事項</li> </ul> </p> <p><u>3 避難計画等の策定（市町村）</u>  <u>弥陀ヶ原火山防災協議会における共同検討などを通じて、市町村は、噴火シナリオや弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成</u></p>	火山名	火山災害警戒地域		県	市町村	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町	<p>備考</p> <p>風水害編から移動</p> <p>追加</p>
火山名	火山災害警戒地域									
	県	市町村								
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町								

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>する。</p> <p>また、噴火警戒レベルの設定を踏まえ、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定するとともに、次の事項について市町村地域防災計画に位置づけるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項</li> <li>・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項</li> <li>・噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</li> <li>・避難場所及び避難経路に関する事項</li> <li>・火山現象に係る避難訓練に関する事項</li> <li>・警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設、避難場所）の名称及び所在地</li> <li>・救助に関する事項</li> <li>・その他必要な警戒避難体制に関する事項</li> </ul> <p>4 防災知識の普及（県総合政策局、県生活環境部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修等の実施により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>また、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、登山を計画する者に対し、登山届等の積極的な提出について周知・啓発を図るものとする。</p> <p>5 火山観測体制（気象庁）</p> <p>弥陀ヶ原火山における気象庁の観測機器は以下の表のとおりである。気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山</p>	<p>追加</p> <p>風水害編から移動</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考										
	<p><u>性地震、火山性微動、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。</u>  <u>なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。</u>  <u>※火山性地震・・・マグマの動きや熱水の活動等に関連して、</u>  <u>火山体の中やその周辺で発生する地震</u>  <u>※火山性微動・・・火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いもの</u></p> <table border="1" data-bbox="1055 507 1928 700"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室堂平</td> <td>地震計、傾斜計、空振計</td> </tr> <tr> <td>炎高山</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td>瀬戸蔵山西</td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>紺屋橋上部</td> <td>GNSS</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（参考）火山の機動観測について</u>  <u>気象庁は必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区分される。</u>  <u>調査観測は、火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資するための火山活動の調査を目的に行う。</u>  <u>緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。</u></p> <p><b>第3 防災活動体制の整備</b></p> <p>1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）  <u>「風水害編第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」</u>  <u>によるほか、県は弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るため、被災者に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>2 航空防災体制の強化（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）  <u>「風水害編第1章第4節 第7 航空防災体制の強化」参照</u></p>	観測点名	観測機器	室堂平	地震計、傾斜計、空振計	炎高山	地震計	瀬戸蔵山西	監視カメラ	紺屋橋上部	GNSS	<p>備考</p> <p>追加</p>
観測点名	観測機器											
室堂平	地震計、傾斜計、空振計											
炎高山	地震計											
瀬戸蔵山西	監視カメラ											
紺屋橋上部	GNSS											

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
	<p>3 <u>相互応援体制の整備（県各部局、各防災関係機関）</u>  <u>「風水害編第1章第4節 第8 相互応援体制の整備」参照</u></p> <p><b>第4 救援・救護体制の整備</b></p> <p>1 <u>救助・救急体制の整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、市町村）</u>  <u>「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化1 救助・救急体制の整備」参照</u></p> <p>2 <u>医療救護体制の整備</u>  <u>「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照</u></p> <p>3 <u>緊急避難場所・避難所の確保</u>  <u>「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保」及び「同 2 市町村等の避難計画」によるほか、市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議をふまえ、活火山法第6条第1項第5号に規定する施設（以下、「避難促進施設」という）をあらかじめ指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知するものとする。</u>  <u>また、市町村が個別に指定する避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表を行うものとする。なお、前記計画を策定後、避難訓練を実施し避難確保計画の実効性や訓練の状況などを市町村に報告するものとする。</u>  <u>市町村は避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めるものとする。</u>  <u>県は、火山防災対策として市町村が行う安全施設等の整備に対し必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><b>第5 防災訓練の充実（各防災関係機関）</b>  <u>応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。</u></p>	<p></p> <p>追加</p> <p>活火山法  （以下、「法」という。）  第5条第1項第2号  （避難場所・避難経路を定める際の基準）</p> <p>追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
	<p>1 <u>防災訓練の実施（県、市町村、気象庁、消防、県警察本部、自衛隊等）</u>  <u>県、市町村、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>実践的な訓練の実施と事後評価（県、市町村、気象庁、消防、県警察本部、自衛隊等）</u>  <u>（1）防災関係機関、県及び市町村が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。</u>  <u>（2）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。</u></p> <p><b>第2節 火山災害応急対策</b>  <u>火山の噴火等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。</u>  <u>応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び観光客や登山者等への周知徹底を図るとともに、災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護活動を行うものとする。</u></p>	<p>追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>対策の体系</p> <p><b>第1 予警報の伝達</b></p> <p>1 警報・予報の種類及び発表基準 2 火山現象に関する情報等 3 噴火警報・予報等の伝達</p> <p>2 情報の収集・伝達</p> <p>1 異常現象発見者の通報義務 2 通報を要する異常現象 3 被害状況等の収集・伝達活動 4 通信連絡体制 5 広報及び広聴活動</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>1 県の活動体制 2 市町村の活動体制 3 防災関係機関の活動体制</p> <p>4 広域応援要請</p> <p>5 救助・救急活動</p> <p>6 医療救護活動</p> <p>7 避難活動</p> <p>1 避難の勧告又は指示等 2 避難誘導 3 市町村長による警戒区域の設定等 4 避難施設等の運用 5 要配慮者への援護対策</p> <p>8 交通規制・緊急交通路の確保</p> <p>9 行方不明者の捜索</p> <p>10 遺体の捜索、処理及び埋葬</p> <p>11 二次災害等の防止活動</p> <p>1 二次災害の防止 2 風評被害の防止</p>	<p>風水害編から移動 法第5条第1項第1号 （火山現象の発生・推移に関する収集・伝達、予警報の発令・伝達（県内））</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><u>危険を及ぼす範囲</u>）を明示して発表する。</p> <p><u>「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>イ 噴火予報</p> <p><u>気象庁が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。</u></p> <p>ウ 噴火警戒レベル</p> <p><u>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</u></p> <p><u>平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客や登山客等の入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。</u></p> <p><u>なお、観光客や登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。</u></p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																				
	<p>弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（居住地域）または噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。  【過去事例】 過去1万年以内になし</td> </tr> <tr> <td>4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。</td> <td>・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。  【過去事例】 過去1万年以内になし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまで</td> <td>3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。  住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。</td> <td>・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。  ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。  【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火  警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5kmとすることがあります。</td> </tr> <tr> <td>2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>想定火口域への立入規制等。  住民は通常の生活。</td> <td>・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。  【過去事例】 明確な記録なし</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1 ことに留意) (活火山である)</td> <td>火山活動は静穏。  火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td> <td>状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。  住民は通常の生活。</td> <td>・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。 注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。 注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成23年度から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。 最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。</p>	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等	特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。  【過去事例】 過去1万年以内になし	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。  【過去事例】 過去1万年以内になし	警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。  住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。  ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。  【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火  警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5kmとすることがあります。	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。  住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。  【過去事例】 明確な記録なし	予報	噴火予報	火口内等	1 ことに留意) (活火山である)	火山活動は静穏。  火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。  住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。	<p>追加 法第5条第1項第2号 (立退きの準備等避難につき市町村長が行う通報等を定める際の基準)</p>
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等																																
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。  【過去事例】 過去1万年以内になし																																
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。  【過去事例】 過去1万年以内になし																																
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。  住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。  ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。  【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火  警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5kmとすることがあります。																																
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。  住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。  【過去事例】 明確な記録なし																																
予報	噴火予報	火口内等	1 ことに留意) (活火山である)	火山活動は静穏。  火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。  住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。																																

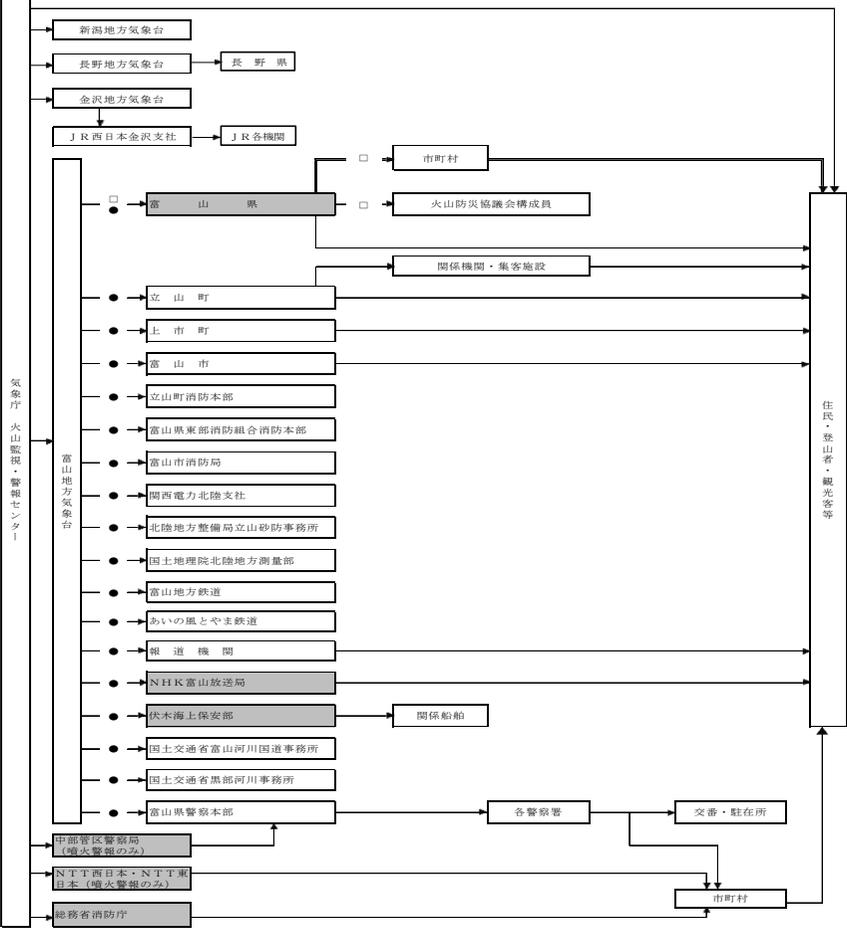
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考								
	<p>(2) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>ア 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表する。</li> <li>・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> <p>イ 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、噴火後5～10分程度で発表する。</li> <li>・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表する。</li> <li>・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20分～30分程度で発表する。</li> <li>・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">降灰量階級と降灰の厚さ</p> <table border="1" data-bbox="1205 1038 1738 1201"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm 以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm 以上 1mm 未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 火山ガス予報</p> <p>気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。例えば、平成12年の三宅島噴火では、噴火後に長期間にわたって火口から大量のガスが放出されたため、火山ガス予報を発表した。</p>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm 以上	やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満	少量	0.1mm 未満	
降灰量階級	予想される降灰の厚さ									
多量	1mm 以上									
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満									
少量	0.1mm 未満									

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p>2 <u>火山現象に関する情報等（気象庁）</u>  <u>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</u></p> <p><u>(1) 火山の状況に関する解説情報</u>  <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <p><u>(2) 噴火速報</u>  <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、常時観測火山を対象に発表する。</u>  <u>なお、以下の場合には発表しない。</u>  <u>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u>  <u>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合発表される情報の例は以下のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div> <p><u>(3) 火山活動解説資料</u>  <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p><u>(4) 月間火山概況</u>  <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</u></p> <p><u>(5) 噴火に関する火山観測報</u></p>	<p>風水害編から移動</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</p> <p>3 噴火警報・予報等の伝達（県総合政策局、市町村、各関係機関）</p> <p>弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">噴火警報・予報等の情報伝達</p>  <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災情報提供システム</li> <li>○ 富山県総合防災情報システム</li> <li>■ 気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先</li> <li>— 気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている。</li> </ul>	<p>風水害編から移動</p> <p>法第5条第1項第1号 （火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達）</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p>なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報</li> <li>・噴火予報</li> <li>・降灰予報</li> <li>・火山ガス予報</li> <li>・火山の状況に関する解説情報（臨時）</li> <li>・噴火速報</li> <li>・火山活動解説資料（臨時）</li> </ul> <p><b>第2 情報の収集・伝達</b></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令系統を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。</p> <p>1 異常現象発見者の通報義務（県警察本部、市町村）</p> <p>弥陀ヶ原火山に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに市町村長、警察官、町消防本部のいずれかに通報するものとする。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。</p> <p>通報を受けた市町村長又は警察官は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡するものとする。</p> <p style="text-align: center;">異常現象伝達系統図</p>	<p>風水害編から移動</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考												
	<p>「<u>広聴活動</u>」によるほか、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報等を適切に提供するものとする。</p> <p><b>第3 応急活動体制</b>  <u>火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。</u>  <u>このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。</u></p> <p>1 県の活動体制（県総合政策局）            (1) 非常配備基準  <u>職員の非常配備基準は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1066 703 1921 1406"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>① 火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき</td> <td>防災・危機管理課 消防課 各課 2～3名程度  主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>① 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき</td> <td>防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の約3分の1程度 各課 3～4名程度  事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>① 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（レベル3）、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想される時又は発生したとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき</td> <td>災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他については、「風水害編第2章第3節応急活動体制            第1 県の活動体制」による。</p>	種別	配備基準	配備体制	第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 各課 2～3名程度  主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制	第2 非常配備	① 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の約3分の1程度 各課 3～4名程度  事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。	第3 非常配備	① 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（レベル3）、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想される時又は発生したとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。	<p>追加            法第5条第1項第3号及び第4号（避難・救助に関する広域調整、必要な警戒避難体制）</p>
種別	配備基準	配備体制												
第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 各課 2～3名程度  主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制												
第2 非常配備	① 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の約3分の1程度 各課 3～4名程度  事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。												
第3 非常配備	① 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（レベル3）、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想される時又は発生したとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。												

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>2 市町村の活動体制（市町村）  <u>「風水害編第2章第3節第2 市町村の活動体制」参照</u></p> <p>3 <u>防災関係機関の活動体制</u>  <u>「風水害編第2章第3節第3 防災関係機関の活動体制」参照</u></p> <p><b>第4 広域応援要請</b>  <u>「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照</u></p> <p><b>第5 救助・救急活動</b>  <u>「風水害編第2章第7節 救助・救急活動」参照</u></p> <p><b>第6 医療救護活動</b>  <u>「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照</u></p> <p><b>第7 避難活動</b></p> <p><u>1 避難の勧告又は指示等</u>  <u>(1) 一次避難</u>  <u>市町村長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導するものとする。</u>  <u>また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体の保護に緊急を要すると認められるときは、避難を勧告又は指示するものとする。</u>  <u>さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導するものとする。</u>  <u>なお、避難を勧告又は指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難勧告等の伝達体制により観光客、登山者等に伝達するものとする。</u>  <u>(2) 二次避難等</u>  <u>市町村長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要がある</u></p>	<p></p> <p></p> <p>追加            法第5条第1項第3号(避難・救助に関する広域調整)</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加            法第5条第1項第4号(必要な警戒避難体制)</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><u>ると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。</u></p> <p><u>この場合、市町村長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議するものとする。。</u></p> <p><u>2 避難誘導（県警察本部、市町村）</u>  <u>「風水害編第2章第9節第1 避難の勧告、指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</u></p> <p><u>3 市町村長による警戒区域の設定等（自衛隊、警察本部、市町村）</u>  <u>「風水害編第2章第9節第1 避難の勧告、指示等及び誘導」によるほか、市町村長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行うものとする。</u></p> <p><u>4 避難施設等の運用</u>  <u>「風水害編第2章第9節第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用」によるほか、市町村は、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行うものとする。</u></p> <p><u>5 要配慮者対策（県総合政策局、県厚生部、市町村）</u>  <u>「風水害編第2章第9節第4 要配慮者の支援」参照</u></p>	<p>法第5条第1項第2号(避難場所・避難経路を定める際の基準)</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><b>第8 交通規制・緊急交通路の確保</b>  <u>「風水害編第2章第10節 第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施、同第2 緊急交通路の確保及び同第4 輸送車両、船舶、航空機の確保」によるほか、弥陀ヶ原火山周辺の交通施設の状況を踏まえ、立山有料道路を管理する富山県道路公社、立山駅から黒部湖駅に至る輸送手段を管理運営する立山黒部貫光(株)及び黒部ダム駅及び扇沢駅を管理する関西電力(株)黒四管理事務所に必要な応じて、協力を依頼する。</u></p> <p><b>第9 行方不明者の搜索</b>  <u>「風水害編第2章第13節第2 行方不明者の搜索」参照</u></p> <p><b>第10 遺体の搜索、処理及び埋葬</b>  <u>「風水害編第2章第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」参照</u></p> <p><b>第11 二次災害等の防止活動</b>  <b>1 二次災害の防止（気象庁）</b>  <u>気象庁又は富山地方気象台は、二次災害防止のため、弥陀ヶ原火山における火山ガスの噴出や降灰など想定される状況等を発災後も常時観測し、火山に関する警報・予報等を速やかに発表するものとする。</u></p> <p><b>2 風評被害の防止</b>  <u>県、市町村及び観光関係団体は、報道機関と連携し、自然に恵まれた景勝地である立山黒部アルペンルート並びにルート一帯にある観光資源、近傍の山小屋等、観光施設の被害状況を的確に把握し、災害応急対策の状況や復旧状況等を収集し、積極的に広報することにより、風評被害の未然防止に努めるとともに、速やかなイメージの回復を図るものとする。</u>  <u>県及び市町村は正確な情報の把握に努めるとともに、誤情報の拡大の予兆が確認された場合には見解を公表し、風評被害の拡大・防止に努める。</u></p>	<p>追加            法第5条第1項第2号(避難場所・避難経路を定める際の基準)</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><b>第1章 海上災害対策</b> (略)</p> <p><b>第2章 航空災害対策</b>                      第1節 (略)                      第2節 航空災害応急対策  <b>第1～第3 (略)</b>  <b>第4 救助・救急活動</b>                      1 (略)                      2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、県総合政策局、                      県観光・交通・地域振興局、県警察本部、市町村）                      ア (略)                      イ 救急活動                      (ア)～(イ) (略)                      (ウ) ヘリコプターの活用                      県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。                      ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、<u>他県市</u>、自衛隊及び伏木海上保安部に応援を要請する。</p> <p>3 (略)  <b>第5～第9 (略)</b></p> <p><b>第3章 鉄道災害対策</b> (略)</p> <p><b>第4章 道路災害対策</b> (略)</p> <p><b>第5章 危険物等災害対策</b>                      第1節 危険物等災害予防対策  <b>第1 危険物施設等の安全性の確保</b>                      1 (略)                      2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部）                      (1) 県の措置</p>	<p><b>第2章 海上災害対策</b> (略)</p> <p><b>第3章 航空災害対策</b>                      (ウ) ヘリコプターの活用                      ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、<u>協定を締結している他県市</u>、自衛隊及び伏木海上保安部に応援を要請する。</p> <p><b>第4章 鉄道災害対策</b> (略)</p> <p><b>第5章 道路災害対策</b> (略)</p> <p><b>第6章 危険物等災害対策</b></p>	<p>番号ずれ</p> <p>番号ずれ</p> <p>番号ずれ</p> <p>番号ずれ</p> <p>番号ずれ</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 関係保安団体との連携・協力            県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発、<u>保安診断の実施等</u>各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。</p> <p>(2) 事業所の措置            ア 施設の保全と設備管理            事業所の長は、<u>施設基準の維持・管理及び定期自主点検</u>を励行し、<u>高圧ガス設備の安全性向上に努める。</u></p> <p>イ～カ （略）</p> <p>3 火薬類消費事業所等（県生活環境文化部）            (1) （略）            (2) 事業所の措置            ア 施設の保全と設備管理            事業所の長は、<u>火薬庫等の施設基準の維持・管理及び定期自主点検</u>を励行し、<u>関係設備の安全性向上に努める。</u></p> <p>イ 自主保安体制の確立            事業所の長は、保安教育計画を定めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図る等、自主保安体制の確立に努める。</p> <p>4～7 （略）  <b>第2～第4 （略）</b></p>	<p>エ 関係保安団体との連携・協力            県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発及び<u>防災訓練の実施等</u>、各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。</p> <p>ア 施設の保全と設備管理            事業所の長は、<u>高圧ガス施設が構造基準等に適合するよう維持・管理及び定期自主点検を実施するとともに、老朽化対策や設備改善を積極的に推進し、高圧ガス施設の安全性向上に努める。</u></p> <p>ア 施設の保全と設備管理            事業所の長は、<u>火薬庫等が構造基準等に適合するよう維持・管理及び定期自主点検を実施するとともに、老朽化対策や設備改善を積極的に推進し、関係施設の安全性向上に努める。</u></p> <p>イ 自主保安体制の確立            事業所の長は、保安教育計画を定め、計画に従って従業員に<u>保安教育を行う</u>とともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図る等、自主保安体制の確立に努める。</p>	<p>事業終了のため保安診断を削除            富山県高圧ガス地域防災協議会との移動防災訓練を追加</p> <p>記載内容を具体化            表記修正</p> <p>記載内容を具体化            表記修正</p> <p>表記見直し</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2節 危険物等災害応急対策</p> <p><b>第1 応急活動体制</b></p> <p>1 事業者等の活動体制（各事業者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高圧ガス製造事業所等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 火薬類消費事業所等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、火薬類の回収、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>第2～第9 (略)</b></p> <p>第3節 (略)</p>	<p>イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署と連携しながら、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。</p> <p>イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署と連携しながら、火薬類の回収、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。</p>	<p>記載内容の見直し</p> <p>同上</p>